

インドにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1 外資参入規制	日機輸	(1)	取締役居住要件	<p>・新取締役選定・登録にあたり、取締役番号(DIN)およびデジタル署名(DSC)取得が必要となるが、住居証明書類が厳格に求められ、当初ホテルに滞在する新任取締役では電気料金請求書などがまだなく、手続きに時間を要している。 インド政府の公的書面である外国人在留登録証(FRO)で手続きを受け付けてもらえない。</p> <p>(対応) ・新会社法 149 条第 3 項は、すべての会社は、前暦年に少なくとも 182 日以上インドに滞在した取締役を少なくとも 1 名選任しなければならないと規定している。</p>	・FRO 書面での手続きを認めてほしい。	・The Companies Act
	日機輸	(2)	新会社法における最低株主数の規制	<p>・新会社法においても、非公開会社の最低株主数 2 名の規制が残り、100%子会社の場合に不必要な手続き・費用をかけている。現時点でも 1 株のみの親会社を設けるなど、ほぼ実益なく、改訂が望まれる。</p>	・最低株主数 1 名を認めてほしい。	・The Companies Act
6 外資優遇策の縮小	製菓協	(1)	SEZ 優遇税制の縮小	<p>・当初インドへ進出した際に、SEZ(経済特区)に設立された企業への優遇税制として一定期間の法人税の免除・半減がうたわれていたが、その後に MAT(最低代替税)が SEZ 企業にも課されることに変更され、事後的に優遇税制が縮小されることとなった。</p>	・進出当初に約束された優遇税制について事後的に見直されることがないような法律制度にしていきたい。	
8 投資受入機関の問題	JEITA 日機輸	(1)	州による投資恩典の相違	<p>・新規投資に対する恩典の内容が州ごとに異なっている。</p> <p>(対応) ・2014 年 1 月 25 日、インド商工省は、電子機器製造クラスター(EMC)スキームの電子システム設計・製造(ESDM)セクターへの投資を奨励するための総合的な投資優遇措置の日本への適用を発表した。</p> <p>(改善) ・2016 年 3 月 1 日付、日本経済新聞によれば、モディ政権は企業の立地競争力の向上と外資誘致の加速を掲げ、2019 年度までに法人税率を 25%に軽減する方針である。</p>	<p>・州ごとに異なる恩典の内容を調和してほしい。</p> <p>・今後、新しい恩典が確立された場合、すでに投資済の事業においてもそのメリットが享受できるようにしてほしい。</p>	
	日機輸	(2)	外資優遇措置の不足	<p>・国内製造産業育成のためのインセンティブを拡充してほしい。</p>	<p>・インドでの現地生産拡大を検討しており、法人税減免や投資金額補助など、明確なインセンティブがあればありがたい。</p>	
9 輸出入規制・関税・通関規制	時計協 日商	(1)	高輸入関税	<p>・時計類の関税は完成品で 20%、ウォッチムーブメントで 5%、クロックムーブメント 10%であり、2011 年の日印 EPA 発効により日本原産の時計関税は 10 年間で撤廃される。一方で、基本関税に加え、相殺関税(12%)、教育目的税(3%)、特別追加関税(4%)の上乗せが継続され実質的に高関税となっている。</p>	<p>・関税の低減および撤廃。</p>	<p>・関税法 ・物品税法</p>
	日機輸			<p>・物品のインドへの輸入にあたり、基本関税の他に相殺関税や特別追加税が徴収される。</p>	<p>・追加関税の撤廃。 ・物品サービス税(GST)を早期導入し、税制の簡素化をお願いしたい。</p>	

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	フル工			<p>・弊社が輸出する機械部品に掛かる現地関税が <u>Solenoid Valve (HS:84812) 25.852%、Lubricator (HS:847989) 25.852%</u>、であり、非常に高い。弊社製品の販売とマーケットシェアを上げるのに苦勞している。</p> <p>(対応)</p> <p>・2003年10月、インドはASEANとの間でFTA枠組協定を締結して、アーリーハーベストや段階的関税引下げなどで合意したが、例外品目や原産地規則などをめぐって交渉が難航している。</p> <p>・2007年12月20日、印星包括的経済連携協定(CECA)が改定され、539品目(HS8桁レベル)が新たに自由化対象品目に加えられた。</p> <p>・2008年8月28日、インド・ASEAN FTAが合意に達した(2009年1月発効見通し)。</p> <p>・2008年8月7日、インド・韓国経済連携協定(CEPA)が署名された。2010年1月に発効の予定。同協定に基づきインド側は、関税品目の85%の関税を撤廃することになる。</p> <p>・2009年6月19日、インドはシンガポールとの包括的経済協力協定(CECA)に基づき、段階的な輸入関税引下げを実施する通報No.69/2009及び70/2009を公示した。</p> <p>・2009年7月6日、インドのプラナブ・ムカジー財務相は、インド連邦議会下院(Lok Sabha)に2009-2010年度連邦予算を提出した。同予算は、全体的な関税率の構造に変更を加えておらず、工業品に対する最高税率は10%に据え置かれ、5%と7.5%の中心的な税率もそのまま維持されている。関税に変更があった主なセクターには、機械、ソフトウェア、医療機器及び消費財(電子情報製品)などが含まれる。</p> <p>・2009年8月13日、インドはASEANと物品貿易(TIG)協定に署名した。このTIG協定は、ASEAN-インド包括的経済協力協定(CECA)の一部を形成することになっている。TIG協定は2010年1月発効の予定。</p> <p>・2010年2月26日、ムカジー財務相は、下院(Lok Sabha)において、インドの2010/11年度連邦予算案を発表した。同予算案は、一部分野への輸出優遇措置を延長するとともに、経済の監視と財政安定の確保を任務とする財政安定・開発委員会(Financial Stability and Development Council)の設置を提案している。同予算案はまた、物品税の基本税率を8%から10%に引き上げている(一部例外あり)。関税の最高税率は変わらない。そのほか、農業、環境、医療、インフラの各分野に影響を与える多くの優遇措置も提案されている。大半の品目に対する関税の最高税率を引き続き10%とする。</p> <p>以下の設立・拡張に対する譲許関税率を5%とし、サービス税を免除する。</p> <p>－ 冷蔵保管、冷蔵室、冷凍庫(養蜂、園芸、酪農、鶏肉、水生生物、海産物などの農産品・関連製品の保存、貯蔵又は輸送のための予冷機を含む)</p> <p>－ 上記製品の加工装置</p> <p>【環境】:</p> <p>太陽熱発電装置の初期組み立てに必要な機械、機器、設備、器具などに対して5%の譲許関税率を適用するとともに、一定の条件付きで中央物品税を免除する。地熱ポンプは、基本関税と特別追加関税を免除する。風力発電機用回転翼の製造に必要な一部の投入材は中央物品税を免除する。LEDライトに対する中央物品税を8%から4%に引き下げる。電気自動車の製造に対する物品税を4%に修正する(投入材や構成部品に対して支払われる物品税を無税にするため)。また電気自動車の一部の重要な構成部品又は部分組立品については、一定の条件付きで基礎関税と特別追加関税を免除する一方、4%の相殺関税を課す。上記の優遇措置及び免除措置は、2013年3月31日まで有効である。科学工業研究委員会(CSIR)が開発した、人力のみで走る通常的人力車に代わる“soleckshaw”に対して4%の物品税を適用する。“soleckshaw”の主要な構成部品・部品に対する関税と特別追加関税を免除する。堆肥化可能ポリマーは、輸入時の基本関税を免除する。</p> <p>【インフラ】:</p> <p>都市交通計画用のモノレールに“project import status”を与え、5%の基本関税率を適用する。また道路建設用の一定の中古機械については、減価償却後の価格で輸入関税を支払うことを認める。携帯電話の附属部品の製造を奨励するため、充電器とハンズフリーヘッドホンの部品について基本関税と相殺関税を免除する。携帯電話機の製造に使用する部品・構成部品・附属部品、当該部品・構成部品の製造用の副部品、携帯電話機の充電器・ハンズフリーヘッドホンの製造用の部品・構成部品は、一定の条件付きで基本関税と特別追加関税をすべて免除する。</p> <p>【医療】:</p> <p>すべての医療器具に対して5%の基本関税と4%の相殺関税を課し、特別追加関税を免除する。医療器具に使用される部品・附属部品については、5%の基本関税を課し、相殺関税は免除する。一部の医療器具(サポート器具、リハビリ用器具など)に対する基本関税と相殺関税は引き続き免除する。整形外科用のインプラントの製造に利用される一部の投入材は、一定の条件付きで輸入関税を免除する。</p>	・関税の低減および撤廃。	

※經由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法																																																																		
				<p>【その他】: スポーツ用品の製造に利用される一部の投入財や原材料は、基本関税を免除する。電子レンジの製造に使用される主要構成部品であるマグネトロンに対する基本関税は10%から5%に引き下げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日・インド包括的経済連携協定(IJCEPA)が2011年2月16日に署名され、同年8月1日に発効した。 ・2011/2012年度インド連邦予算案は、(旅客サービス又は公認サービスを提供する)非指定業者が輸入する航空機(8802.20.00, 8802.30.00, 8802.40.00)に対する基本関税率の完全免除を取り消している。3月1日より施行。 ・2010年12月31日、インド財務省はインド-ASEAN物品貿易協定に基づくインドネシア、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナム、マレーシア及びミャンマーからの特定の輸入品に対する一定の条件に基づく関税優遇措置の適用について定めた2010年関税通達第135号(Notification No. 135/2010-Customs)を公布した(2011年1月1日発効)。 ・インドの2016年度予算案に、国内産業の競争力強化のために、ITハードウェア、資本財、防衛関連品、繊維製品、石油、化学品、紙・紙製品、航空機および船舶の補修部品輸入関税率を引き下げる政策が盛り込まれている。 ・2017年7月1日、GST(物品サービス税)制度が導入された。基本関税や教育目的税は従来通りであるが、相殺関税や特別相殺関税がGSTに置き換わった。 ・2017年7月1日、インド財務省歳入局は、インド国内における完成品の製造奨励のため、特定の電子機器と通信・IT機器を対象とする輸入基本関税の引上げ、引下げ、及び例外品目リストの修正を実施。 <p>(改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1998年以降に降けられていた4%の特別追加関税(SAD)は、2005年1月に廃止された。 ・2007年2月28日、政府は2007年度連邦予算案を発表し、大部分の非農産品について最高基本関税率を現行の12.5%から10.0%に引き下げるとした。但し、自動車、バイクの新車及び中古車の関税率は、従前通り100%、60%のままである。 ・2007年9月14日、インド政府は、1975年関税法第3(5)条に基づく特別追加関税(CVD VAT)4%について、輸入産品の再販に際してその還付を請求する機会を認めると発表した。(2007年9月14日付インド財務省中央物品税・関税局通達) ・2008年4月、インド政府は、ルビー高対策として、 (1)規定以上の輸出達成を条件として生産設備の輸入関税の減免率を更に引下げ(通常10%程度を5%としていたものを3%まで引下げ)、 (2)輸出の一定割合に相当する額を原材料の輸入関税から差し引く制度を2009年5月末まで延長した。 ・2008年度予算案で最高基本関税率は10%に据え置かれていたが、軽減関税率5~7.5%が適用されている資本財、部品原材料の一部の品目で基本関税率が引き下げられた。 ・2009年度予算案で最高基本関税率は10%に据え置かれたが、LCDパネルが10%から5%に引き下げられた。 ・2009年2月19日、政府は、ハイテク輸出振興スキームに基づく輸入関税が免除される品目を発表した。(Notification No. 14/2009-Customs) ・ウォッチムーブメントの基本関税は5%に改善された。 ・2011年2月、日インドEPAが署名され、同年8月1日に発効した。 ・洗濯機、冷蔵庫、エアコン、テレビの家電製品においては、関税撤廃の除外品目に指定されているが、エアコンやテレビの一部については10年間で関税が撤廃される。 <p>時計類、リチウムイオン電池、DVDプレーヤー、ビデオカメラにおいても同様である。撤廃スケジュールは以下の通り。Base rate 10%</p> <table border="1"> <tr> <td>2011</td><td>2012</td><td>2013</td><td>2014</td><td>2015</td><td>2016</td><td>2017</td><td>2018</td><td>2019</td><td>2020</td><td>2021</td> </tr> <tr> <td>9.1%</td><td>8.2%</td><td>7.3%</td><td>6.4%</td><td>5.5%</td><td>4.5%</td><td>3.6%</td><td>2.7%</td><td>1.8%</td><td>0.9%</td><td>Free</td> </tr> </table> <p>また、複写機、プリンタについても10年間で関税が撤廃される。撤廃スケジュールは以下の通り。Base rate 7.5%</p> <table border="1"> <tr> <td>2011</td><td>2012</td><td>2013</td><td>2014</td><td>2015</td><td>2016</td><td>2017</td><td>2018</td><td>2019</td><td>2020</td><td>2021</td> </tr> <tr> <td>6.8%</td><td>6.1%</td><td>5.5%</td><td>4.8%</td><td>4.1%</td><td>3.4%</td><td>2.7%</td><td>2%</td><td>1.4%</td><td>0.7%</td><td>Free</td> </tr> </table> <p>鉄鋼製品(熱延・冷延鋼板、合金鋼、亜鉛めっき鋼板)等は5年間で関税撤廃される。撤廃スケジュールは以下の通り。Base rate 5%</p> <table border="1"> <tr> <td>2011</td><td>2012</td><td>2013</td><td>2014</td><td>2015</td><td>2016</td><td>2017</td><td>2018</td><td>2019</td><td>2020</td><td>2021</td> </tr> <tr> <td>4.5%</td><td>4.1%</td><td>3.6%</td><td>3.2%</td><td>2.7%</td><td>2.3%</td><td>1.8%</td><td>1.4%</td><td>0.9%</td><td>0.5%</td><td>Free</td> </tr> </table>	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	9.1%	8.2%	7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	Free	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	6.8%	6.1%	5.5%	4.8%	4.1%	3.4%	2.7%	2%	1.4%	0.7%	Free	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	4.5%	4.1%	3.6%	3.2%	2.7%	2.3%	1.8%	1.4%	0.9%	0.5%	Free		
2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021																																																														
9.1%	8.2%	7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	Free																																																														
2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021																																																														
6.8%	6.1%	5.5%	4.8%	4.1%	3.4%	2.7%	2%	1.4%	0.7%	Free																																																														
2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021																																																														
4.5%	4.1%	3.6%	3.2%	2.7%	2.3%	1.8%	1.4%	0.9%	0.5%	Free																																																														

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<ul style="list-style-type: none"> 2011年2月28日、インド財務省が発表した2011/2012年度インド連邦予算案によると、基本関税の最高税率は10%で据え置きとされているが、三段階に分かれていた基本関税率(2.0%、2.5%、3.0%)は2.5%に統一され、これまで基本関税率が2.0%又は3.0%であったすべての品目は、2011年3月1日から2.5%の関税率が課される。 2011/2012年度インド連邦予算案は、産業別の関税免除措置を定めている。エレクトロニクス産業では、(1)太陽電池・太陽電池モジュールを製造するための強化ガラス及び銀ペースト、(2)ガラス管カートリッジヒューズ、セラミック管ヒューズ、PPTCリセット可能ヒューズを製造するためのガラス管(直径2-4ミリで、ブレード型ヒューズのもの)、(3)アルミ電解コンデンサを製造するためのパラニトロベンジアルコール、(4)消磁コイルその他の巻線部品を製造するための絶縁ポリエステルテープ、(5)カラー受像管用の偏向ヨークを製造するための純度99.9%以上・直径3ミリ以下のアルミニウム及び同一仕様の銅被覆アルミニウム線などの所定の製品の製造用に輸入される多くの投入財が基礎関税を免除されている。3月1日より施行。 2011年2月、日印EPAが署名された。協定の構成内容は、物品貿易、原産地規則、サービス貿易、自然人の移動、投資、知的財産、協力、ビジネス環境整備、TBT・SPSの分野を含む。物品貿易では、インド側は日本からの輸入額の約90%(日本側は約97%)の関税を協定発効後10年間で撤廃する。インド側の主な輸入自由化品目は、エンジン部品など自動車部品、ビデオカメラ、DVDプレーヤー、リチウムイオン電池など電気電子製品、トラクター・ブルドーザー・産業用ロボットなど産業機械などで、基本関税率(7.5から10%)を段階的に10年で撤廃するが、自動車完成品などの重要品目が対象外となっている。なお、日本側の輸入品目では、米麦、肉類など国家貿易品目、合板、水産IQ品目などが除外されている。なお、インド・韓国包括的経済連携協定は2010年1月1日に発効後1年間で、両国間の貿易額は40%増加したと伝えられ、関税面でエレクトロニクスなど一部品目では先行している分だけ日印EPAより好条件のものもある。 2012年4月27日、インド財務省は日印包括的経済連携協定に基づき日本から輸入される品目に対する譲許税率の適用に関する2012年通達第28号を公布した。修正された譲許表(対象品目1、譲許税率)は通達第28号のAnnex Iに掲載されている。HS第72類、第73類、第84類、第85類、第87類、第90類及び第91類の対象となる品目のHS番号は以下のURLの通り。 (http://www.jmcti.org/trade/bull/trade/alert/arti/2012_05/AnnexI_India-JapanCEPA_Select_HS_Chapters.pdf) 2012年6月8日、「タイ・インド自由貿易地域構築に向けた枠組み協定第2修正議定書」が発効し、TIFTAのアーリーハーベスト対象品目の拡充がなされ、熱帯果物、家電製品、自動車部品などEH対象の82品目に、2ドアタイプの家庭用冷凍冷蔵庫(HS8418.10)が加えられた。 2016年1月1日より、インド財務省は、日印包括的経済連携協定(CEPA)に基づく特定品目(HS87類に属する一部自動車用ディーゼルエンジン・セミディーゼルエンジン及びギヤボックス・同部品)に対する譲許税率の引き下げを実施。 		
	日機輸	(2)	頻繁な関税率引き上げ	<ul style="list-style-type: none"> 2017年12月14日発効のインド政府通達によって、ネットワークカメラ(10%=>15%に引き上げ)の関税率が引き上げられた。 	<ul style="list-style-type: none"> 従来の関税率と同等にしてほしい。(補足:インドはITA品目拡大適用の対象外のため、ネットワークカメラはITAによる無税を主張できない) 	<ul style="list-style-type: none"> 関税法 Notification No.91/2017-Customs issued on Dec.14.2017
	日機輸 CIPA	(3)	ITA対象製品への恣意的な課税	<ul style="list-style-type: none"> ITA対象品目と考えられる情報通信関連製品に対して関税を課す動きがある。 一部の会員企業宛に、2012年8月から2013年11月にかけて輸入したデジタルカメラ(HS:8525.80.20)に関し、ビデオカメラレコーダーの輸入関税との差額関税(10%)の支払いを求める命令書が届いた。デジタルカメラは、WTO-ITA対象製品で関税は0%のため、明確なITA違反となる。 2017年7月1日発効のインド政府通達で、WTO ITA対象品目となっているリンクカートリッジ製品やコンパクトプリンタが課税対象となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 無税化の措置を継続してほしい。 WTO-ITAの遵守。 WTO ITAにおいて既に関税撤廃となっているため、無税扱いとすることを願いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> Notification No.56/2017-Customs issued on Jun.30 .2017 GATT第2条譲許表の1(a)及び1(b) WTO-ITA インド関税分類基準 Notification No.15/2012-Customs』及び Notification No.28/2015-Customs』と補足文書『D.O.F.No.334/5/2015-TRU』
	日機輸					

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	自動部品	(4)	輸入関税・諸掛り賦課の恣意性	・米等の食料品や日用品等の生活支援物資を日本から送付する際に同じ商品でも関税がかかる場合とかわからない場合がある。また、係員により数々の手数料が取られ高額になる場合があり、基準が不明瞭である。	・相手先国内における、法整備、運用を整えるよう働きかけてほしい。	
	日機輸	(5)	関税分類適用の恣意性	・HSコードの適用は税関担当官が決めることになっており、担当官による適用するHSコードが異なる。インドでは、第三者機関などでHSコードを決定する機能がない。	・明確な判断基準の設置と適用根拠の説明をして頂きたい。 ・税関手続きの透明性を高めて頂きたい。	・Union Budget ・WCO(世界税関機構)のHSEN(関税分類解説)の通則(1、6)
	日機輸			・税収増のため、高い関税分類の適用のため、輸入者に適用する分類の解釈を指摘される。解釈間違いを認めた場合、様々な法律を適用され、差額、金利、ペナルティの支払いが発生する。 ・明確な判断基準、適用根拠の説明がなく、解釈もあいまい。 ・係争になった場合、役所の許可がでるまで販売ができない。また、仮販売の許可を得られるまでの手続きが不明確で時間を要する。		
	日機輸			・液晶モニター(IDP/IWB)の輸入通関において、従来より、分類「その他モニター(8528.59.00/ 関税 10%)」で輸入通関。WCOのHSコード改定(HS2017)後、新設された分類「PCに直接接続でき、それと共に使用するよう設計されたモニター(8528.52.00/ 関税 0%)」での輸入通関に取組み中。		
	日農工			・耕うん爪輸入に際するHSNコード分類に於いて、過去何度もNo.84329090で輸入していたが、昨年7月日本からの輸入時にデリー税関から突然No.82084000に分類された、この分類変更について税関に説明を求めたが納得できる回答も無かった、これにより関税率12%⇒18%の変更に伴い関税率が6%も上昇しており関税負担の大幅増となった。		
	フル工	(6)	FTA原産地規則の原産地認定基準の厳格・煩雑	・VA基準での原産品判定において、控除方式での原産資格割合算出に必要な非原産材料価格・FOB価格以外に、経費・利益・輸送費の情報提供を求められているが、製品1個毎に経費等を算出するのが難しい。 ・特に日インド協定の場合はHSコードの変更以外に、原価からの付加価値基準の計算が必要となっていて作業に時間を要する。急ぎで依頼を受けた場合対応出来ない。	・控除方式の場合、非原産材料価格・FOB価格で原産性立証可であればその他の項目は省略可として欲しい。 ・原産地規則の簡素化・標準化。	・日本・インド包括的経済連携協定 ・経産省ガイドライン「原産性を立証するために整えるべき保存書類の例示と考え方」
	日化協			<p>(対応)</p> <p>・2014年5月15日、インド商工省外国貿易総局は、通達第59号により特惠・非特惠原産地証明書発給機関の最新リストを公表した。ASEAN-インドFTA(AIFTA)やIndia-Thailand Early Harvest Scheme(EHS)、日印EPA(IJCEPA)などについては、Export Inspection Council(EIC)が原産地証明書の発給権限を賦与されている。</p>		
	自動部品	(7)	FTA原産地証明書の取得手続きの煩雑	・現在のEPAやFTAを締結した国々との貿易ではFTA特惠関税を用いた取引が活発になると予想されるが、日印EPAにおいて特惠関税を適用するには特定原産地証明を出荷毎に商工会議所に出向いて入手し、輸入国での輸入通関に間に合うように発送する必要がある。 ・日印CEPAの原産地規則は多くの産品についてRVCとCTCの両基準の充足を要求しており、特定原産地証明書を取得するのに時間と手間がかかる。	・貿易サブシステムなどを活用し、申請、取得、輸入者への提出が電子的に行えるようにする。 ・RVCとCTCの一方を満たせば足りるように変更するなど、原産地規則を緩和して欲しい。	・日印CEPA
	ベア工 自動部品 日機輸					

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸	(8)	第三国経由出荷品の日印 EPA 活用の困難	・日印 EPA において、原産国以外の第三国経由の出荷品は、協定活用が困難である。(第三国で一旦通関し加工した場合、日本の原産地性を失っていない限り、協定活用の対象からは除外される。)	・第三国経由(第三国で一旦通関済み)の出荷品についても、当該第三国で原産地性を失うような加工がされていない限り、EPA 活用できるようにしてほしい。	・日本・インド包括的経済連携協定
	自動部品 日機輸	(9)	インボイスへの詳細な価格記載要件	・機材(検証用の為の無償出荷)のインドへの輸出において、インボイスに Nominal Value を記載していても、更なる value の詳細(組立費、パーツ費など)が記載された公式レターが別途必要となっている。開発委託の機材輸出処理負荷が高くなり現地開発委託を進めることが難しくなると懸念している。	・対象機材の Nominal Value で輸出が許可されるようにしてほしい。	
	JEITA 日機輸	(10)	関税還付手続の煩雑	・輸出品の輸入関税をリファンドできる仕組みがあるが、リファンド手続きで大量の明細資料の提出を求められる(1000 ページ以上の購入資料。)新機種種の取り扱いが発生するたびに提出が必要で、膨大な事務量になっている。	・輸出事業への恩典を充実させてほしい。	
	自動部品	(11)	中古設備輸入手続きの煩雑	・新規設備投資抑制の為、親会社/他海外関係会社からの遊休中古設備の輸入を図りたいが、中古設備輸入の手続きが煩雑であり、申請書類等作成の事務量、所要時間が膨大となっている。	・中古設備輸入の規制緩和、手続きの簡素化。	
	日機輸	(12)	関税当局の SVB 許可証の発行・更新手続の煩瑣・大幅遅延	・関税当局(SVB)の登録免許更新手続きに時間を要する。3 年毎に登録免許更新があるが、必要書類を提出しても、当局の更新手続きが始まらず、3-6 ヶ月は処理に時間が掛かる。その間、CIF 価格の 1% の Deposit を要求されるため、キャッシュフローの負担が大きいもの。	・SVB 当局の処理の改善。	<ul style="list-style-type: none"> ・Custom Act 1962 ・The Bill of Entry Amendment Regulations 2017 ・Circular No. 11/2001-Customs dated February 23, 2001
	日機輸			・SVB スキーム(関連事業者間取引の申請)を定期更新する際、デポジットを支払うことで申請期間中も同制度を継続利用出来る仕組みになっているが、税関からのデポジット返還(最終的な入金まで)には時間を要し、CHA(乙仲)経由で度重なるフォローが必要であり、非効率的である。	・税関作業の効率化。	
	日機輸			・日本本社から当社インド工場への工作機械の輸出において、親子間の輸出入取引に関する審査が厳しく、要求される書類の準備、手続きの煩雑さや不透明な審査期間などに苦慮している。	・手続きの簡素化、審査の緩和。	
	日機輸	(13)	輸入通関時の最高小売価格の申告・表示義務の煩雑・困難	・MRP(Maximum Retail Price)の運用。最高小売価格の表示義務について、為替の影響やマーケットの状況を見て、価格を柔軟に変更できない。必ず、商品に添付する MRP ラベルの変更が必要。下げる場合の価格改定は認められているか、上げる場合は、税制の変更などに限定されている。	・企業のビジネス活動を顧慮した法令改定をして頂きたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・Weights and Measures Act ・インド関税法に關係 ・The Legal Metrology (Packaged Commodities) Rules, 2011
	日機輸			・表記方法に関する規制が厳しすぎる。旧法で設定されていた記載方法で表記してしまったもの(個数単位 N→Nos)や表記サイズが微妙に小さい(4mm→3mm)だけでの差し押さえは度がすぎるのでは?法規制に対応していないといえればその通りだがなんとかならないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・インド特有の MRP 法規制を他国に極力合わせる方向で見直しをかけていただくことを希望する。 →IT システムにて対応コストが発生。 	
				(対応) ・2010 年 2 月より、完成品として製品が梱包された状態で輸入される場合、当該品への特別追加関税(4%)が控除される措置を導入後、税関当局は完成品の輸入に対する監視を強めており、特に、MRP(最大小売価格)や輸入年月を記載したラベルの個別商品への貼り付けが徹底されたため、ラベル不備の貨物が通関時に留め置かれるケースが多発している(2011 年版不正貿易報告書)。 ・2000 年 11 月 24 日付商工省通達 No.44 では、インドへの輸入品にパッケージ毎に最大小売価格(MRP:Maximum Retail Price)、輸入業者名などの表示を義務付けている。		

※經由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸	(14)	頻繁なMRP表記法改正	<p>・MRP表記に関する法改正が頻繁過ぎる。方針が一貫しておらず表記方法が意味もなく変更されている。</p> <p>2011年規制:MRP Rs.....incl. of all taxes 2017年規制:MRP Rs.....incl. of all taxes</p> <p>コンマの有無だけでなく、表記ルール変更のため記載変更が必要。</p> <p>表記フォントサイズも変更され(例2→2.5mm)、その対応が必要であるし、広いスペースが必要となり他の記載スペースが足りなくなる。</p>	<p>・インド特有のMRP法規制による表記内容を他国と同等レベルの表記に合わせる方向で見直しをかけていただけることを希望する。</p> <p>・また表記ルール遵守にある程度の幅をもたせた運用を認めてもらいたい(コンマの有無やフォントサイズ等)。</p>	<p>・Legal Metrology (Packaged Commodities) Amendment Rules, 2017</p>
	日機輸	(15)	外国貿易政策(Foreign trade policy)の非合理性/インド度量衡法(Legal Metrology Law)	<p>・外国貿易政策(Foreign trade policy)において、インド度量衡法(Legal Metrology Law)の包装済み商品規則(Packaged Commodity Rules)に基づいた必要なラベル(MRPステッカー等)を「輸入通関前」に貼付することを義務付けているが、下記2点の観点から、自社倉庫での貼付を容認すべきである。</p> <p>－2017年7月1日よりGSTが導入され、MRP基準による納税額の算出が撤廃されたことから、輸入通関前にMRPステッカーを添付することに意味を持たない。</p> <p>－商品への最大小売価格(MRP)の表示は、消費者保護目的であるため、輸入通関後、自社倉庫にてMRPステッカーを貼付してもその目的は損なわない。</p> <p>当社は、輸入貨物を一旦保税倉庫に輸送し、ステッカーを貼付後、輸入通関し、自社倉庫へ輸送することを余儀なくされている。</p>	<p>・輸入通関後に自社倉庫にて商品にMRPステッカーを貼付することの容認。(許可制、法律の改正等)</p>	<p>・外国貿易政策(Foreign trade policy)</p> <p>・インド度量衡法(Legal Metrology Law)の包装済み商品規則(Packaged Commodity Rules)</p>
	日機輸	(16)	輸入通関・市場監査の不十分	<p>・規制が導入されても、通関でほとんどチェックされていない。MRPやE-wasteなど各種規制のチェックが弱く違法品に溢れている。また市場での監査も限定的であり、違法品が放置状態である。環境規制や製品安全規制ではロゴの表示義務があるが、未表示(未認可)の製品が容易に見つかる。コストをかけて規制対応したメーカーにとって不利益な状態となっている。</p>	<p>・規制を導入したら、その規制通りに遵守状態を確認し、違法品を徹底的に排除することに取り組んでいただきたい。</p>	
	日機輸			<p>・MRPやE-wasteなど各種規制が導入されても、通関でほとんどチェックされていない、また市場での監査も限定的であり、違法品が放置状態である。環境規制や製品安全規制ではロゴの表示義務があるが、未表示(未認可)の製品が容易に見つかる。コストをかけて規制対応したメーカーが馬鹿を見る図式となっている。</p>	<p>・規制を導入したら、遵守状態を確認し、違法品を徹底的に排除する事が法治国家としての義務である。</p>	
	JEITA 日機輸 JTA	(17)	輸入通関手続の煩瑣・遅延	<p>・CY(コンテナヤード)内の通関ではなく、ICD(Inland Container Depot)、CFS(コンテナプレートステーション)での通関となり、CYからの横持ちが常に発生する。</p> <p>・通関でのサービスに均一さが欠ける。</p> <p>(対応)</p> <p>・2013年3月14日、インド政府は、一部貿易書類の申請・処理・登録に関する新たなオンラインシステムを導入する計画(2014年6月1日から運用開始の予定)を発表(Public Notice No. 55 (RE-2013/2009-2014))。</p> <p>・2015年10月23日、インド財務省は、Circular No. 26/2015-Customs 通関書類における電子署名の使用を義務化する通達を発行し、2016年1月1日より実施へ。</p> <p>・2016年2月17日、インドは、WTO 貿易円滑化協定(TFA)を批准した。</p> <p>・2017年10月20日、インド財務省歳入局物品税・関税中央局(CBEC)は、貿易円滑化のためのシングルウィンドウ・インターフェース(SWIFT)に基づく通関ペーパーレス化の試行開始、CBEC及び規制当局による通関書類やデジタル署名済み関係書類の処理・通関速度の向上を目指す。</p>		

※經由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<p>(改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・99年度輸出入制度で、894品目を自由化し、414品目を特別輸入ライセンス品目へ移行。この結果、ライセンスを必要とする輸入制限品目は667品目となる。 ・2000年4月11日、714品目の輸入数量制限を撤廃した。 ・2001年3月12日、マラン商工相は、2001年度(2001年4月～2002年3月)の新輸出入政策を発表し、2001年4月1日より、消費財など715品目(繊維342、アルコール飲料147、その他226)の輸入数量規制を撤廃した。輸入数量規制が撤廃されたため、特定製品の輸出実績に応じて輸入を認める特別輸入ライセンス制度(SIL)も廃止された。但し、715品目の一部は、指定国営企業のみ輸入が認められる品目へ移行される等、完全に自由化されたとは言えない面も残っている。 ・2001年3月31日、耐久消費財(自動車を含む)の輸入数量制限が撤廃された。 ・2001年8月31日、商務省外国貿易局(DGFT)は、特定の品目が現行の輸入政策により、SKD/CKDの状態にあると分類されれば、これらの物品は自由に輸入できるとする通達(Circular No.7)を発表した。 ・2002年4月1日、国家安全保障上の理由から、制限品目とされていた50品目に関する数量制限を撤廃した。 ・2003年3月31日に発表された修正輸出入政策により、69品目(一部写真製品、映画用製品、ビデオCD、DVD、レーザーディスク、農産品、薬品を含む)の輸入数量制限が撤廃された。 ・2010年8月20日、インド財務省中央物品税・関税局(CBEC)は、一定の条件を満たす事業者(エクスポートハウス、トレーディングハウスなど)に対する認定事業者プログラム(ACP)の適用に関する税関通達第29号(Circular No. 29/2010-Customs)を公布した。「エクスポートハウス」とは、当期及び過去3年間の輸出額(FOB価格)が2億ルピー以上の事業者に与えられる地位であり、「トレーディングハウス」とは、当期及び過去3年間の輸出額(FOB価格)が5兆ルピー以上の事業者に与えられる地位である。ACPは、インドの関税法を遵守する能力と意思を示した輸入業者に対して貿易の円滑化を保証するための措置である。ACPに基づき関税当局によって「認定事業者(Accredited Clients)」として登録された輸入業者は、一般の輸入業者とは異なるカテゴリーに分類され、貿易の円滑化が保証される。具体的には、自己査定に基づく通関手続きが認められるようになる。すなわち、輸入業者の自己申告に基づいて通関手続きが行われ、貨物検査は免除される。ACPは2005年11月24日に導入されたが、その当時、エクスポートハウスやトレーディングハウスなどの輸出業者は適用対象外とされた。 ・インド財務省中央物品税・関税局(CBEC)は7月29日、一定の輸入の関税支払いに関して電子決済を義務づける関税通達第33号(Circular No. 33/2011-Customs)を公布した。この通達は、取引あたり10万ルピー以上の額の関税を支払う輸入業者に対して義務づけられるものであり、その目的は取引コストの削減と通関の迅速化にある。また税関認定事業者プログラム(Customs Accredited Client Program)の認定事業者(accredited clients)の場合、関税はその額にかかわらず電子決済しか認められない。 ・2017年2月22日、WTO貿易円滑化協定が発効した。 		
	日機輸	(18)	輸入規制対象貨物の通関判断基準の不明確	・Hot Dip Galvanized SteelはBIS(Bureau of Indian Standard)輸入規制の対象となっているが、異なる品種(具体的には Zinc, Magnesium, Aluminum, Silicon メッキの材料)が Hot Dip Galvanized Steel 材と看做され通関で止められる事がある。	・インドで製造出来ない特殊材までインド規準の規格に置き換えて判断するのではなく、明確な鋼材定義に則り判断をして頂きたい。	・Steel and Steel Products (Quality Control) Order, 2008.
	JEITA 電線工 日機輸	(19)	過度に厳格な貨物検査	・空港貨物において80%以上の割合で内容検査をされる。リードタイム増、貨物ダメージが頻繁に発生。日本からの仕送り品が原型を留めていなかったケースもあり。		・Weights and Measures Act
	日鉄連	(20)	アンチダンピング措置の濫用	・2016年4月、日本、中国、韓国、ウクライナからの冷延鋼板類および厚板に対するAD調査開始。 2016年8月、暫定措置(6か月)。 2017年5月、最終決定公示。輸入価格が576米ドル/トンを下回る場合、差額を暫定AD税として賦課する(5年間)。	・措置撤廃など	

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日鉄連			<p>・2016年4月、日本、中国、韓国、インドネシア、ブラジル、ロシアからの熱延鋼板類および厚板に対するAD調査開始。2016年8月、暫定措置(6か月)2017年5月、最終決定公示。輸入価格が478～561米ドル/トンを下回る場合、差額を暫定AD税として賦課する(5年間)。</p> <p>(対応)</p> <p>・2009年6月11日、インド政府は、同国のセーフガード総局(DGS)が、熱間圧延コイル・鋼板・鋼帯(HS7208)、アクリル繊維及びコート紙・板紙の輸入に対する暫定的セーフガード措置発動の勧告を行なった旨、WTOに通報した。同セーフガード措置の発動日及び発動期間については未だ決められていない。また、6月12日、商用車(トラック)用のクランクシャフトに対する暫定的な対中経過的セーフガード措置の発動を勧告した旨、通報している。</p> <p>・インドのAD調査では、①レッサー・デューティ・ルールによる課税での損害マージン算定の判断根拠が不透明、②損害認定では、最終決定にAD協定第3.4条によって規定される当局が検討すべき15項目に係るデータすべてが網羅されておらず、またその開示の程度がAD協定第12.2条に規定される当局の義務を満たしていないケースがある、③ケースごとにダンピングに関する調査対象期間に差異がある、④AD協定第12.2条では、仮決定、最終決定及びAD税の撤廃についての告及び報告書の利害関係者への通知が適切になされているか不明なケースがあると指摘している(2011年版不正貿易報告書)。</p> <p>・WTOパネル、米国のインドからの熱間圧延鋼板の輸入に対する相殺関税措置(DS436)で報告書を公表;インド側の主張を一部支持するも、米国相殺関税法令に対する主要な制度上の主張は斥ける肯定否定両面のある裁定を下した。</p> <p>※2012年4月12日付け、インドは、米国がインドからの熱間圧延鋼板の輸入について相殺関税措置を課していることについて、米国の法令が定める補助金の額の算定方法、米国による補助金の認定及び損害の認定等がSCM協定(補助金及び相殺措置に関する協定)の各条項に非整合であるとして協議を要請。</p> <p>一本件に関するWTOパネル報告書(http://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds436_e.htm)</p> <p>・2016年4月11日、インド商工省AD(アンチダンピング)税・関連税総局、ブラジル・中国・インドネシア・日本・韓国・ロシア製の合金・非合金鋼の熱間圧延フラットロール製品に対するアンチダンピング調査を開始。</p> <p>・2016年4月19日、インド商工省AD税・関連税総局は、中国、日本、韓国、ウクライナ製の合金・非合金鋼の冷間圧延フラットロール製品に対するアンチダンピング調査を開始した。</p> <p>・2016年8月2日、インド商工省AD税・関連税総局は、ブラジル、中国、インドネシア、日本、韓国、ロシア製の合金・非合金鋼の熱間圧延フラットロール製品に対するAD調査でクロの仮決定をした。</p> <p>・2016年8月4日、インド商工省AD税・関連税総局は、中国、日本、韓国、ウクライナ製の合金・非合金鋼の冷間圧延フラットロール製品に対するアンチダンピング調査でクロの仮決定をした。</p> <p>・2016年8月8日、インド財務省歳入局物品税・関税中央局は、ブラジル、中国、インドネシア、日本、韓国、ロシア製の合金・非合金鋼の熱間圧延フラットロール製品に対して暫定AD税を賦課した。</p>	・措置撤廃など	
	日鉄連	(21)	セーフガード措置	<p>・2015年9月7日、熱延鋼板(コイル)に対するセーフガード調査開始。</p> <p>2015年9月14日、財務省が20%の暫定SG税賦課決定(最長200日間)。</p> <p>2016年3月30日、財務省が2015年9月14日から2年半のSG税賦課開始。</p> <p>2016年12月20日、日本政府がインド政府に対し、鉄鋼製品に対するセーフガード措置等について、世界貿易機関(WTO)協定に基づく協議を要請。</p> <p>2017年2月6-7日、日本政府が二国間協議を実施。</p> <p>2017年4月3日、パネル設置が決定。</p> <p>2017年6月22日、パネル委員長および委員が決定。</p> <p>・2015年12月7日、厚板に対するセーフガード調査開始。</p> <p>2016年11月23日、財務省が2016年11月23日から2年半のSG税賦課開始。</p>	<p>・適用除外の設定。</p> <p>・措置の撤廃。</p> <p>・適用除外の設定。</p> <p>・措置の撤廃。</p>	

※經由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2009年12月8日、審査会がSG税を賦課しないよう中央政府に答申。(提訴者が「国内産業」を構成せず、関連情報を提供しなかったため、損害に関する判断ができないとしている) 2013年4月22日、継目無鋼管に対するセーフガード調査を開始。 2014年8月13日、SG税賦課開始。 2014年9月19日、ステンレス冷延鋼板に対するセーフガード調査を開始。 2015年3月23日、SG総局が調査終了の建議(16.1 現在、上級委員会で審議中)。 2015年9月7日、熱延鋼板(コイル)に対するセーフガード調査開始。 2015年9月14日、財務省が20%の暫定SG税賦課決定(最長200日間)。 2016年3月30日、財務省が2015年9月14日から2年半のSG税賦課開始。 2016年12月20日、日本政府がインド政府に対し、鉄鋼製品に対するセーフガード措置等について、世界貿易機関(WTO)協定に基づく協議を要請。 2015年12月7日、インド・セーフガード総局は、合金鋼・非合金鋼の熱間圧延平鋼板に対するセーフガード調査を開始。 2016年3月15日、インド・セーフガード総局は、非合金鋼の熱間圧延フラットロール製品及び合金鋼コイル(幅600ミリメートル以上のもの)に対するセーフガード調査でクロの最終決定。 2016年6月8日、経済産業省は、2016年版「不公正貿易報告書」でインドとベトナムの鉄鋼製品のセーフガードを新たに取り上げた。 2016年8月2日、インド・セーフガード総局は、合金・非合金鋼の熱間圧延平鋼板に対するセーフガード調査でクロの最終決定をした。 2016年11月23日、インド財務省は、合金・非合金鋼の熱間圧延平鋼板に対するセーフガード調査で最終セーフガード税を適用した。 2017年2月7日、インド財務省歳入局物品税・関税中央局は、ブラジル、中国、インドネシア、日本、韓国、ロシア製の合金・非合金鋼の熱間圧延フラットロール製品に対する暫定AD税の賦課期間を2ヵ月延長した。 2017年2月7日、インド財務省歳入局物品税・関税中央局は、中国、日本、韓国、ウクライナ製の合金・非合金鋼の冷間圧延フラットロール製品に対する暫定AD税の賦課期間を2ヵ月延長した。 		
	日鉄連	(22)	輸入最低価格設定	<p>政府の輸出入政策(5年毎/現行1997年4月-2002年3月)の臨時措置として1998年12月11日に輸入最低価格制度が導入され、廉価の鉄鋼製品輸入に歯止めを掛けた。その後、国内リローラー・ユーザー組合が政府に当該措置撤廃を要請。これを受けて1999年12月に最低価格の下方修正、さらに2000年1月には撤廃が発表された。しかし、国内鉄鋼メーカーがこの撤廃措置を不当としてカルカッタ高等裁判所に提訴し、係争中。審議中の扱いで輸入最低価格制度は効力がないとの解釈から制限を無視して輸入されているのが実態。</p> <p>2016年2月5日、173HSコードについてMIPを設定し、それを下回る価格の輸入(CIFベース)については、輸入禁止とする措置を官報告示即日導入。当初6か月継続実施の予定。</p> <p>2016年8月5日、対象を66HSコードに削減のうえ、2か月措置延長。</p> <p>2016年10月5日、上記措置を2か月延長。</p> <p>2016年12月5日、対象を19HSコードに削減のうえ、2か月措置延長。</p> <p>2016年12月20日、日本政府がインド政府に対し、鉄鋼製品に対するセーフガード措置等について、世界貿易機関(WTO)協定に基づく協議を要請。</p> <p>2017年2月4日、延長官報等は公示されず措置終了。</p> <p>2017年2月6-7日、日本政府が二国間協議を実施。</p>	<p>制度の撤廃。輸入の禁止・制限することについては、WTO協定に対する強い不整合が疑われる。</p>	<p>Steel and Steel Products (Quality Control) Order</p>
	日鉄連	(23)	輸出禁止	<p>2010年7月、違法採掘防止を理由として、カルナタカ州政府が鉄鉱石輸出の禁止を実行。現在は一部の鉱山において操業が再開されているが、輸出は依然として禁止されている状況。</p>	<p>制度の撤廃。</p>	

※經由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法																																																												
	日鉄連			・2012年9月、違法採掘防止を理由として、ゴア州政府・中央政府・最高裁が鉄鉱石の生産・輸出の禁止を実行。現在は一部の鉱山において操業および輸出が再開されているが、全面的な再開には至っていない。	・制度の撤廃。																																																													
	日鉄連	(24)	輸出税賦課	<p>・2007年2月28日、インド財務省は、税収確保とインド国内鉄鉱石資源温存のため、鉄鉱石輸出につきトンあたり300ルピーを一律課税することを発表(3月1日実施)。</p> <p>2007年5月～2011年12月、以降、複数回に亘り税制を変更している(以下参照)。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>塊鉱</th> <th>粉鉱</th> <th>ペレット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>07.5.3</td> <td>変更なし</td> <td>トン当たり50ルピー</td> <td>N/A</td> </tr> <tr> <td>08.6.13</td> <td colspan="2">FOB価格の15%(増税)</td> <td>N/A</td> </tr> <tr> <td>08.10.31</td> <td>変更なし</td> <td>トン当たり200ルピー(減税)</td> <td>N/A</td> </tr> <tr> <td>08.12.7</td> <td>FOB価格の5%(減税)</td> <td>撤廃(減税)</td> <td>N/A</td> </tr> <tr> <td>09.12.24</td> <td>FOB価格の10%(増税)</td> <td>FOB価格の5%(増税)</td> <td>N/A</td> </tr> <tr> <td>10.4.29</td> <td>FOB価格の15%(増税)</td> <td>FOB価格の5%(変更なし)</td> <td>N/A</td> </tr> <tr> <td>11.2.28</td> <td>FOB価格の20%(増税)</td> <td>FOB価格の20%(増税)</td> <td>N/A</td> </tr> <tr> <td>11.12.30</td> <td>FOB価格の30%(増税)</td> <td>FOB価格の30%(増税)</td> <td>N/A</td> </tr> <tr> <td>14.1.27</td> <td>変更なし</td> <td>変更なし</td> <td>FOB価格の5%</td> </tr> <tr> <td>15.6.1</td> <td>Fe58%以上 FOB価格の30% Fe58%未満 FOB価格の10%</td> <td>変更なし</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>15.10.16</td> <td colspan="2">日韓向けのみ、Fe58%以上のFOB価格を30→10%に引き下げ。その他は変更なし。</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>16.1.6</td> <td>変更なし</td> <td>変更なし</td> <td>撤廃</td> </tr> <tr> <td>16.3.1</td> <td colspan="2">Fe58%未満の輸出税(10%)を撤廃</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>17.2.20</td> <td>変更なし</td> <td>変更なし</td> <td>変更なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>鉄鉱石輸出税は、鉄鉱石サプライヤーにとって経済的に大きな負担となっている。また、負担の一部がFOB価格上昇という形で、日本を始め鉄鉱石需要家に転嫁されることもある。</p>		塊鉱	粉鉱	ペレット	07.5.3	変更なし	トン当たり50ルピー	N/A	08.6.13	FOB価格の15%(増税)		N/A	08.10.31	変更なし	トン当たり200ルピー(減税)	N/A	08.12.7	FOB価格の5%(減税)	撤廃(減税)	N/A	09.12.24	FOB価格の10%(増税)	FOB価格の5%(増税)	N/A	10.4.29	FOB価格の15%(増税)	FOB価格の5%(変更なし)	N/A	11.2.28	FOB価格の20%(増税)	FOB価格の20%(増税)	N/A	11.12.30	FOB価格の30%(増税)	FOB価格の30%(増税)	N/A	14.1.27	変更なし	変更なし	FOB価格の5%	15.6.1	Fe58%以上 FOB価格の30% Fe58%未満 FOB価格の10%	変更なし	変更なし	15.10.16	日韓向けのみ、Fe58%以上のFOB価格を30→10%に引き下げ。その他は変更なし。		変更なし	16.1.6	変更なし	変更なし	撤廃	16.3.1	Fe58%未満の輸出税(10%)を撤廃		変更なし	17.2.20	変更なし	変更なし	変更なし	・制度の撤廃。	
	塊鉱	粉鉱	ペレット																																																															
07.5.3	変更なし	トン当たり50ルピー	N/A																																																															
08.6.13	FOB価格の15%(増税)		N/A																																																															
08.10.31	変更なし	トン当たり200ルピー(減税)	N/A																																																															
08.12.7	FOB価格の5%(減税)	撤廃(減税)	N/A																																																															
09.12.24	FOB価格の10%(増税)	FOB価格の5%(増税)	N/A																																																															
10.4.29	FOB価格の15%(増税)	FOB価格の5%(変更なし)	N/A																																																															
11.2.28	FOB価格の20%(増税)	FOB価格の20%(増税)	N/A																																																															
11.12.30	FOB価格の30%(増税)	FOB価格の30%(増税)	N/A																																																															
14.1.27	変更なし	変更なし	FOB価格の5%																																																															
15.6.1	Fe58%以上 FOB価格の30% Fe58%未満 FOB価格の10%	変更なし	変更なし																																																															
15.10.16	日韓向けのみ、Fe58%以上のFOB価格を30→10%に引き下げ。その他は変更なし。		変更なし																																																															
16.1.6	変更なし	変更なし	撤廃																																																															
16.3.1	Fe58%未満の輸出税(10%)を撤廃		変更なし																																																															
17.2.20	変更なし	変更なし	変更なし																																																															

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2008年7月、インド鉄鋼省は、鉄鋼メーカー首脳との会合で鋼板の母材となる圧延コイルなどの輸出抑制を要請した。同時に一部製品について最大10%の値下げで合意した。鉄鋼製品の国内価格が1年間約5割の値上がり背景にある。 2008年12月7日、中央政府は、鉄鉱石への科料はインドから輸出される際に賦課される関税総額から控除されるとする修正を行なった。(Notification No. 129/2008) 2011/2012年度インド連邦予算案は、鉄鋼塊及び鉄鋼粉に対する輸出関税の税率(それぞれ15%、5%)は一律30%に引き上げられる。鉄鉱石ペレットは輸出関税が完全に免除される。 1975年関税法のSecond Scheduleは、新たな品目の関税品目分類表(Harmonized System of Nomenclature)への追加に伴って書き直される。新たに追加されるのは、脱脂米ぬかケーキである。脱脂米ぬかケーキに対しては10%の輸出関税が課される(2011年3月1日より施行)。鉄鋼塊及び鉄鋼粉に対する輸出関税の税率(それぞれ15%、5%)は一律20%に引き上げられる。鉄鉱石ペレットは輸出関税が完全に免除される。 		
	日機輸	(25)	輸出手続の遅延	<p>・インドからの輸出が可能となるまでの所要日数が長い。 例: 無償の場合は3~6カ月、有償買い取りの場合は2~3週間 ⇒2017年実績では4ヶ月以上。</p>	・輸出手続き期間の短縮を要望。	
	日機輸	(26)	個人利用の電化製品輸入の原則禁止	・個人消費(利用)の輸入荷物につき、電化製品が「原則禁止」されている。	・制限緩和を検討して頂きたい。	
	日機輸	(27)	保税輸入・再輸出手続の煩雑	・インドサプライヤーに組み立て品を発注しており、その中の部品を日本から無償支給している。再輸出するので保税としたいが、手続きが煩雑かつ実際にはスムーズに通関できない。	・保税手続きの簡素化または関税の見直し。	
	日機輸	(28)	関税率法の曖昧性、複雑性	<p>・2017年9月、インド歳入情報局(DRI)より、当社が2012年設立当時からの輸入関税の支払い不足額の納入要請があった。 インド関税率法(Customs Tariff ACT)セクション3(2)において、車両、土木重機の全部品、構成品及び付属品は、製品の最大小売価格(MRP)に対して関税を納付することを義務付けているが、当社は設立以来、CIF価格に対して納税していた為、不足額を要求された。当社は、OEM客先向けには、車両、土木重機の全部品、構成品及び付属品を販売するが、一般消費者向けへの販売を目的に輸入はしない為、コンサルタント会社の助言のもと、CIF価格に対して課税を行ってきた。</p>	・関税率法の明確化(解釈の明瞭化)。	・インド関税率法(Customs Tariff ACT)セクション3(2)
	日機輸	(29)	関税支払オンラインシステム(Ice Gate)の非効率・遅延利息の請求	<p>・輸入貨物の関税を支払う際に使用しているオンラインシステム(税務当局が運営するIce Gateというウェブサイト)のパフォーマンスが低く、1. 接続及び処理が不安定で速度が遅いため作業が非効率的、2. 運営側責のサーバーダウン等により処理が遅れる割には、輸入関税支払の遅延利息を政府から輸入者(利用者)に請求される、といった問題点がある。</p>	・Ice Gateシステムの効率化。	<p>・Custom Act 1962 ・The Bill of Entry Amendment Regulations 2017 ・Circular No. 11/2001-Customs dated February 23, 2001</p>
	自動部品	(30)	無償 Invoice の貨物の通関に時間がかかる	<p>・DDP条件のエア便無償貨物の現地通関に時間がかかる(1ヶ月以上)。 必要書類が明確でない。遅れている理由も明確でなく、対応策が無い。</p>	・必要書類及び、遅れに関しては明確な理由を提供頂きたい。	

※經由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸	(31)	インド歳入情報局(DRI)の非合理的な対応	・インド歳入情報局(DRI)は、当社に対して、上記関税不足額の算出根拠を示すことなく、また一切の書面による通知なく、一方的に不足額 25 百万 INR を即日支払うよう要求した。その後、当社倉庫の在庫(2017年6月30日までの輸入品)に対して、出荷を停止させ、当社に対して著しい損害を与えた。(出停止解除交渉、手続きに約1ヶ月を要した。)	・当局側での不足額の合理的な算出、書面による通知。 ・事業活動への危害の回避。	
11	利益回収	(1)	対外送金規制の厳格・煩雑	<p>・外貨送金の規制が厳しく、たとえば輸入商品代金の送金には膨大な資料とサインが求められ、とても煩雑。</p> <p>・インドから国外への送金において、経費関連の項目で送金できる内容が限られている。例えば、当社の日本本社とインド販売会社間にて為替差損益の精算を行いたい、中銀が許可している送金費目は非常に限られており、精算処理できない。</p> <p>・外国送金の規制が厳しく、たとえば輸入商品代金の送金には膨大な資料とサインの提出が銀行へ求められ、とても煩雑(BOE 原本すべての提出等)。現在、簡素化が進んでいる段階。</p> <p>・経費関連の外国送金には、会計士による証明書が必要となり、手間、コストともにかかる。</p> <p>・インド国外への送金規制が厳しく、輸入商品以外の無形財(指導料、技術援助料、等)の送金には、会計士の承認を含めて、膨大な資料とサインが求められ、手続きが煩雑。</p> <p>(対応)</p> <p>・輸入代金の支払いは、6ヵ月以上の場合には対外商業借入(ECB: External Commercial Borrowing)扱いとなり、RBIと財務省の認可を要する。輸入代金の前払いの認可は、送金が直接サプライヤーに行われること、前払額が10万ドル以上の場合には銀行保証を取得することなどを条件とする。</p> <p>・以下を越える場合、RBIの認可が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> －海外からのコンサルタントサービスへの支払い:1プロジェクトあたり100万ドルまで －商標使用、フランチャイズ費用の支払い:輸出額の2%、国内販売額の1%まで －合弁前経費の返済:10万ドルまで <p>・現地子会社等の清算を行い、現地資産処理後の残額を送金する場合、インド準備銀行(RBI)の事前認可を必要とする。</p> <p>・2000年外国為替管理(経常取引)規則ルール5の条件として、”インドにおける商標又はフランチャイズの買収に対する送金のための”外国為替の振り出すには、FRBの事前許可が求められている。(item 16 of Schedule III to the Foreign Exchange Management(Current Account Transactions) Rules, 2000)</p> <p>・インドでは厳しい実需原則により居住者と非居住者の為替取引が規制されている。インドにはオフショア市場が存在しない。国内銀行のみが非居住者のルピー取引にアクセス可能だが、FRBは国内銀行に対し非居住者との取引について実需に基づく直物でのルピー売りに限定して認可。</p> <p>・2009年12月のプレスノートNo.8によりロイヤルティ、技術移転、商標使用料の支払いの事前認可制度は撤廃されたが、ロイヤルティ送金をする際に現地法人に源泉税(PAN(Permanent Account Number)を取得している場合10%、PANを取得していない場合20%)が課される。さらにサービス税5.3%、研究開発税5%の納税義務が発生し、これらの税金を差し引いた金額が送金されることとなる。</p> <p>・2013年8月14日、中銀は、年間20万ドルまで許容していた個人の海外送金上限額も7.5万ドルに引き下げた。</p> <p>・2015年国家予算の税制改正で罰則部分が改定され、外国法人が技術役務の提供の対価をインドから受け取る場合、PANを取得していれば租税条約の恩典税率が適用され10%の源泉税率となるが、PANを取得していない場合は懲罰税率として20%の源泉税率が適用される。</p>	<p>・送金時の手続きの簡素化。</p> <p>・国外送金適用項目の拡大。</p> <p>・送金時の手続きの簡素化。</p> <p>・送金手続きの簡素化。</p>	<p>・RBI 規則</p> <p>・Income-Tax-Act, Section 195,所得税規則</p>

※經由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<p>(改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住する場合の外貨交換、ギフトの送金、寄付金の送金、個人旅行用の送金などで、すべて自由化されているが、今なお上限が保留されている。リストに漏れている項目でも当座預金取引に該当するものは、公認両替商、即ち銀行に、これが当座預金支払ではないことと、支払うべき税金の支払完了を証する適切な書類を提示すれば、自由に送金できる。 ・債務元金未払金や輸入投入物支払のための送金は制限されない。 ・FEMA 条項によると中央政府が制限する取引を除き、誰でも自由に外貨を売買することができる。 <p>制限/規則上の目的で当座預金取引は、3つに分類される:</p> <ol style="list-style-type: none"> ①完全禁止のもので、当り籤や競馬で得た収入、JV への株式投資への輸出者の手数料、在インド会社からの国外のJV/WOSなどの外貨送金に関係する。 ②GOI の承認を得て初めて送金できる特定品目を含む。公共分野事業の送金関係の数項目に追加される主要項目は、海外代理店宛のマルチ・モーダル運送事業者の送金に関わるものや、関係省庁が定めた率を超えるコンテナ延滞料金の送金、並びに技術協力契約で国内販売 5%又は輸出販売 8%の法定率を超えるもの、あるいは 2 百万ドルを超える一括支払に関係する。 ③実質的に最も適用されると思われる項目で、為替の放出に並びに RBI の事前承認が必要なもの、又は特定限度額を超える為替に関わるものである。この支払についても相当に自由化が進んでいる。限度額が引上げられたものには、外国旅行の持ち出し外貨が 25000 米ドルに、外国で調達したコンサルティング・サービスに対する支払額が 100 万米ドルに、雇用または海外移民の為替放出が 10 万米ドルに、インドの事業者による法人化前の経費送金が 10 万米ドルに、などが含まれる。この上に、インド国内での商標使用やフランチャイズのための送金は自由化された。もっとも、商標使用やフランチャイズのための送金は今でも RBI の事前承認を得なければならない。技術協力協定に基づくロイヤルティ一括金の支払についてこの協定が RBI に登録されていない場合でも、法定限度額以内であれば今では事前承認は不要である。 <ul style="list-style-type: none"> ・外国銀行は、1949 年銀行管理法を遵守する限りその本部に利益や剰余金を送金することができる。また銀行は、RBI の承認を得ないでクレジットカードを発行することができる。銀行は、預金者が外貨債務をヘッジする目的で外貨ルーピー・スワップを無制限にオファーすることができる。 ・RBI は、為替に関わる殆どの取引についてその権限を公認両替商に委譲した。 ・インドの会社は、外国国籍者を雇用し、外貨で支払うことができる。インドで受領した給与の 75%をインド国外に送還することができる。 ・資本利得税支払後の資本引き上げは許可される。配当金の送還は許可される。配当金は受領人には課税されない。従って現税制下では配当金の送還に対する源泉税は徴収されない。但し支払側の会社は、配当金分配税として税率 13.07%の支払義務を負う。配当金やリース支払金などの送金について 60 日以上遅延は認められない。唯一必要とされるのは、インド国外への送金前に支払うべき諸税があれば、その支払完了を確かめるための所得税許可に限られる。 ・外国機関投資家は、ルーピー口座から外貨口座に又はその逆に資金を振替えることができる。また、資本金や資本利得、配当金、金利収入、権利の販売から得た報酬を、一切の税抜きでかつ許可を受けずに送還することができる。 ・2006 年 2 月、改定日印租税条約が締結され、投資所得である配当、利子、使用料・技術上の役務に対する料金の源泉税率が 10%に引下げられた。 ・2006 年 7 月 10 日付、インド政府告示により、Foreign Exchange Management(Current Account Transactions) Rules, 2000 が修正され、"Schedule III, item number 16 and the entry relating thereto"が削除された。これによって、権限を与えられた取引業者(AD)銀行は、RBI の承認なしにインドにおいて商標やフランチャイズの買取に対して、個人により外国為替を振り出すことが認められ得る。 ・2006 年 11 月 28 日、第 I 分類 AD 銀行に対する「インドで商標またはフランチャイズ買取のための送金」を目的として外貨資金を引き出す前に RBI の承認を得る義務の要件を撤廃した。(FRB Circular No.14) ・2007 年 4 月 30 日、インド中央銀行(RBI)は、外貨建て經常取引に関する規則を修正する通達を公布した。通達第 46 号に基づく修正は、インフラ開発プロジェクトに従事しているインド企業が、国外のコンサルタントサービスを利用する場合の本国への送金額の上限を 1 プロジェクト当たり 1,000 万 USドルに引き上げている。 <p>同通達は、対象となるインフラ開発プロジェクトとして、(1)電力、(2)電気通信、(3)鉄道、(4)道路(橋梁を含む)、(5)海港・空港、(6)工業団地、(7)都市インフラ(水道、衛生、下水事業等)を挙げている。</p> <p>修正後の規則によって、公認取引業者(Authorized Dealer)カテゴリーIに分類される銀行は、取引の審査後、インド企業の代わりに、1 プロジェクト当たり 1,000 万 USドルまで送金することを許可することができる。その他すべての場合、1 プロジェクト当たり 100 万 USドルという現行の上限には変更がない。</p>		

※經由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
				<p>通達第 47 号に基づく修正は、インドへの投資総額の 5%以下又は 10 万 US ドルのうちいずれか高い額を法定監査人の承認を経て送金することを認めている。修正後の規則によって、公認取引業者カテゴリー I は、インド国内にある事業者が、法定監査人の承認を経て、新たな上限の枠内で、法人設立前の経費を返済するために外貨を振り出すことを許可することができる。この通達は、①国外から提供されるコンサルタントサービスのために 1 プロジェクト当たり 100 万 US ドルを超える額及び②法人設立前の税金を返済するために 10 万 US ドルを超える額の外貨送金を振り出す際に RBI の事前承認を義務づけていた経常取引規則の第 5 規則を修正するものである。</p> <p>・2007 年以降、日印 EPA 投資章交渉、サービス章交渉で数次にわたりロイヤルティ規制の撤廃・緩和を要求し、また、2009 年 2 月、インド日本商工会も Technical Collaboration Guideline 商標ライセンスの廃止を求めた。結果、2009 年 12 月、インド政府は、一括金の上限、ロイヤルティ率の上限を撤廃し、外国技術契約・商標使用契約に基づく送金は自動認可制に移行した。(プレスノート No.8, 2009 series)</p> <p>・2009 年 12 月 16 日、インド商工省産業政策推進局は、「外国との技術提携政策の自由化」と題するプレスノート No. 8(2009)を公布した(即日発効)。同通達は、インド政府の承認を得ることなく、技術移転のロイヤルティ・一括金の支払い及び外国側パートナーの商標・ブランド名の使用に対する支払いを行うことのできる金額の上限を撤廃している。かかる支払いは、引き続き 2000 年外国為替管理(経常取引)規則の対象となる。同通達は、技術移転・提携及び商標・ブランド名の使用について、それぞれに対応した事後報告制度をインド政府が制定すると定めている。なお、技術移転と商標使用に関するインド準備銀行への事後届出制度が義務付けられている。</p>			
	JEITA 電線工 日機輸	(2)	海外からの入金規制の煩雑	海外からの入金について規制があり、例えば個別に契約書を求められるなど煩雑。	入金制度の簡素化。		
	日機輸	(3)	インドルピーの不安定と高金利の継続	関連会社が営業利益を達成するも、ECB ローン評価で為替差損失が発生。また、JPY・USD に対し INR 金利が高いため、外貨支払の為替予約コストが多。結果的に ECB ローンの利益を享受できていない。	為替相場における INR の安定、外貨借入制度の見直し。	RBI 規制他	
12	為替管理	JEITA 日機輸	(1)	同一グループ会社間の為替取引の制限	為替リスク低減のため、為替取引を集約したいが、同一グループ会社間での為替取引は認められず、為替取引の相手方は銀行に限定されている。	為替取引の更なる自由化。	RBI 規則
	JEITA 日機輸	(2)	実需原則に基づく為替取引の煩雑	<p>為替取引において、実需原則の徹底が求められ、関連エビデンスの作成・提出の負荷が大きい。</p> <p>(対応)</p> <p>・インドでは厳しい実需原則により居住者と非居住者の為替取引が規制されている。インドにはルピー・オフショア市場が存在しない。国内銀行のみが非居住者のルピー取引にアクセス可能だが、FRB は国内銀行に対し非居住者との取引について実需に基づく直物でのルピー売りに限定して認可。銀行は取引前に実需取引であることのエビデンス確認を実施している。</p>	為替取引の更なる自由化。	RBI 規則	
	JEITA 日機輸	(3)	輸入代金決済のルピー建決済の困難	<p>拡大するインド市場での大増販のため、日本及びアジアの生産拠点からの輸出(インドサイドの輸入)が急拡大している中、代金の決済は US ドルとなっており、為替リスクが発生する。インドの販売会社の為替リスクを軽減するため、ルピー建ての決済を行いたい、輸入代金のルピー建決済が困難である。</p> <p>(改善)</p> <p>・2012 年 6 月 25 日、製造業・インフラ関連企業の設備資金を用途とする国内のルピー建借入について、対外商業借入(ECB)で返済可能となった。但し、過去 3 会計年度で継続的に外貨収入があること、過去 3 年間の年間輸出額平均値の 50%を限度とするなどの要件が定められている。</p> <p>・厳しい実需原則の下でインド非居住者によるルピー建て輸出入取引が可能となっている。</p>	インド準備銀行(RBI)による為替管理規制の緩和・撤廃(インドルピーの国際決済使用の容認。)	RBI 規則	
	JEITA 電線工 日機輸	(4)	国内ルピー決済システムの非効率	国内のルピー決済は小切手が主流であり、広大なインドにおいては決済完了まで相当な時間を要す。時間がかかると経費報告書で差異が発生する原因になる。	電子決済システムの早期普及。	インド外国為替管理法	

※經由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸 日商			・現在、インド国内での取引における決済では、インドルピー建ての決済しか認められていない。インドルピーは Hard Currency でないこともあり、為替リスクの観点から仕切り取引を推進する上で大きな足かせとなっている。	・国内取引時の決済においても外貨建て決済が可能になることを要望したい。	
	JEITA 日機輸	(5)	ルピー安による輸入部材コスト上昇の価格転嫁困難	・ルピー安の影響で、輸入部材のコストが急騰しているが、それを最終価格に転嫁できず大きな影響を与えている。		
13金融	日機輸	(1)	対外商業借入(ECB)規制	<p>・インド販売会社での運転資金増大に対応するため、インド国外に所在する本社或いは関連会社から貸付を行いたい、資金使途が設備投資、特定インフラに限られているためできない。 ⇒2013年9月に規制が緩和され、運転資金への適用も認められたものの、付帯条件が厳しく、実質的に活用できない。</p> <p>(主な付帯条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平均借入期間が7年間で期日前返済不可 貸出人は借入人に直接25%以上出資している事 <p>・インド販売会社での運転資金増大に対応するため、インド国外に所在する本社或いは関連会社から貸付を行いたい、資金使途が運転資金の場合、借入期間が50万ドル超は5年、50万ドル以下は3年以上の条件となっており、実質的に活用できない。</p> <p>・インドに建設業(水処理施設 EPC)の現地法人を保有している。事業の性質上、運転資金が必要であるため、当社グループ内の融資制度を利用したいが、外国株主による運転資金目的の融資は平均借入期間5年以上とされており機動的なグループ内融資ができず、外部金融機関からの融資を受けている。</p>	<p>・海外からの資金調達規制の更なる緩和・撤廃。</p> <p>・海外からの外貨借入の制約緩和・撤廃。</p> <p>・相手国政府に対し、外国株主からの運転資金融資条件の緩和(最低借入期間短縮あるいは撤廃)の要望をして頂きたい。</p>	<p>・RBI 規制</p> <p>・ECB (External Commercial Borrowing) に関するポリシー・ガイドライン</p> <p>・RBI(Reserve Bank of India:インドの中央銀行)の2015年11月30日付通達「External Commercial Borrowings (ECB) Policy – Revised framework」</p>
	日機輸			<p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> インドでは、金額の大小に関わらずインド国外の金融機関や親会社・地域統括会社等からのすべての商業借入規制の対象になる。インド中銀が毎年発表する ECB に関するガイドラインに資金使途や期間、金利などについて定められている。 ECB には、現地子会社の海外親会社からの借入や船積後3年以降の輸入代金分割払いについても対象として含まれるとされる。 対外商業借入(ECB)は、自動認可ルート(RBI による事前認可不要)と政府承認ルート(RBI による事前認可が必要)に分けられる。自動認可ルートには、金額・借入期間制限(2000万ドルまで、平均借入期間3~5年、2000万ドル~5億ドル、平均借入期間5年以上)と資金使途制限(農業分野投資、民営化の国有企業の政府株購入、海外直接投資)、金利、諸掛の条件が設けられている。 2007年8月、FRB は、一般企業が1社当たり年間2,000万ドルを超える対外商業借入(ECB)の代わり金を国内に持ち込むことが禁止された。2008年5月29日、この上限は5,000万ドル(インフラ投資の場合1億ドル)に引き上げられた。 2007年8月、急速なルピー高とインフレを抑制するため、RBI はインド国内支出を目的とする ECB の上限を2000万ドルとし、RBI の事前認可を要することとした。2000万ドルを超える場合、ECB 資金を海外銀行口座に保有して、外貨にて支出を要するとともに、インドに送金してはならないこととした。 2008年1月3日、日印両国政府は、通貨危機に備え、それぞれ30億ドルずつの外貨供給枠を設定し、双方で総額60億ドルに上がる通貨スワップ協定を締結することで合意した。 2009年12月9日、インド中央銀行(RBI)は、現行の対外商業借入(ECB)政策を見直す通達を公布した。同通達は、政府承認ルートを通じた借入上限額を再び定め、外貨建て転換社債(FCCB)の買い戻し措置を撤廃している(2010年1月1日より実施)。RBI はまた、企業が総合都市開発のために政府承認ルートで ECB を利用できる期間を1年間(2010年12月31日まで)延長した。RBI はさらに、電気通信分野の適格借入人に対し、自動認可ルートを通じた ECB の利用を認めている。 対外商業借入規制(ECB)は、順次緩和されてきているが、依然として外貨規制は厳しい。 		

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法														
				<p>(改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2006年12月4日、インド中央銀行(RBI)は、インド企業による対外商業借入(ECB)の利用に係る規則を緩和する通達第17号を公布した。現行規則の下では、企業は1会計年の間に、平均償還期間3年以上のECBで2,000万USドル以下の融資を受ける場合、及び平均償還期間5年以上のECBで5億USドル以下の融資を受ける場合に自動ルートを利用することができる。このECB規則を変更する通達第17号に基づき、企業は、承認ルートを通じて、平均償還期間10年以上のECBで2億5,000万USドルの追加融資を受けることができるようになる。これによって、自動ルートを通じた現行の上限額5億USドルを超える融資を受けられる。ただし、企業は引き続き、最終的な資金の使途、費用合計の上限、融資側の承認に関する規定など、その他のECB要件を遵守しなければならない。通達第17号はまた、公認ディーラー第1分類の銀行に対して、RBIの事前の承認なく3億USドル以下のECBを事前に融資することを認めている。新たな上限額(現行の事前融資の上限額2億USドルからの引き上げ)は、融資に対する妥当な最低平均償還期間を銀行が遵守することを条件にしている。 2007年4月30日、インド中央銀行(RBI)は対外商業借入(ECB)政策を修正するための通達第44号(RBI/2006-2007/365 A.P. (DIR Series) Circular No. 44)を公布した。この修正によって、ECBの自動認可による期限前返済額の上限は従来の3億USドルから4億USドルに引き上げられた。これに伴って、公認取引業者(Authorized Dealer)カテゴリー-Iに分類される銀行は、少なくとも借入に適用される平均償還期間において、RBIの事前承認を経ることなく、最大4億USドルまでECBの期限前返済を行うことを許可することができる。 2008年5月29日、ルピー下落基調下、RBIは、ECB規制を緩和し、インド国内への投資を目的とする場合の借入限度額を3000万ドルから原則5000万ドル(インフラ投資等の場合には1億ドル)に上げた。また、借入金利上限も上げられた。国内投資刺激、高成長持続、インフラ整備促進が狙い。 2008年9月22日、インド中央銀行(RBI)は、インフラ関連企業による対外商業借入(ECB)の借入上限額を従来の1会計年度1億USドルから5億USドルへと引き上げる通達(Circular)第16号を公布した(即日発効)。同通達に基づき、ルピー建て支出について1億USドルを超えるECBの借入は平均借入期間を7年以上としなければならない。同通達に基づき修正されたECBの借入上限額は(総額)は下表のとおり。 <table border="1" data-bbox="667 767 1751 922"> <thead> <tr> <th rowspan="2">Average Maturity Period</th> <th colspan="2">All-in-Cost ceiling over 6 Months LIBOR(*)</th> </tr> <tr> <th>Existing</th> <th>Revised</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Three years and up to five years</td> <td>200 basis points</td> <td>200 basis points</td> </tr> <tr> <td>More than five years and up to seven years</td> <td>350 basis points</td> <td>350 basis points</td> </tr> <tr> <td>More than seven years</td> <td>350 basis points</td> <td>450 basis points</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*) for the respective currency of borrowing or applicable benchmark</p> <ul style="list-style-type: none"> 2013年7月1日、インド中央銀行は通達RBI/2013-14/12を発出し、7年超であれば運転資金(working capital)目的での対外商業借入(ECB)の利用を政府認可ルート(Approval Route)で認めた。 2016年3月30日、インド中銀は、ECBポリシーの変更を発表し、インフラ向けのECBの借入期間が10年以上から5年以上に短縮した。(RBI/2015-16/349, A.P. (DIR Series) Circular No.56) 	Average Maturity Period	All-in-Cost ceiling over 6 Months LIBOR(*)		Existing	Revised	Three years and up to five years	200 basis points	200 basis points	More than five years and up to seven years	350 basis points	350 basis points	More than seven years	350 basis points	450 basis points		
Average Maturity Period	All-in-Cost ceiling over 6 Months LIBOR(*)																			
	Existing	Revised																		
Three years and up to five years	200 basis points	200 basis points																		
More than five years and up to seven years	350 basis points	350 basis points																		
More than seven years	350 basis points	450 basis points																		
	自動部品	(2)	親子間ローン規制	<ul style="list-style-type: none"> インド子会社への資金供給手段において、親子ローンに関する規制および審査が厳しい(ECBのレギュレーション等)。結果的に機動的な資金供給が行えず積極的な事業運営を困難にしている。 	ECB規制をより一層の緩和。	External Commercial Borrowingに関する諸規制														
	建産協	(3)	高額紙幣廃止	<ul style="list-style-type: none"> 高額紙幣の急遽廃止により、現地での決済が非常に不便になり、高額紙幣交換の手続きや対応にも時間を要した。 	施行するまでの十分な期間設置。															
	フル工自動部品	(4)	土地購入資金の調達	<ul style="list-style-type: none"> 土地取得のための資金調達にあたり、FDI、ECB規制により銀行からの資金調達ができない。土地目的のみの資金調達方法は、増資、優先株発行、親子ローン、またはインド人パートナーからの個人資金となる。 	土地に関しても間接金融調達可に規制緩和してほしい。															
14	税制	時計協日商	(1)	高率の間接税	<ul style="list-style-type: none"> 付加価値税(VAT)12.5%~20%(州により異なる)。 中央売上税(CST)2%・サービス税12%。 教育目的税3% 関税など高率で運用が複雑。 	税制の簡素化と税率の低減。	物品税法 関税法													

※經由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸 JTA			<ul style="list-style-type: none"> 基本関税 0%の製品を輸入しても、それ以外に社会福祉サーチャージ(10%)が課税され、他にも GST(18%)があるためコストが高くなる。 高率な各種関税のため、税負担が大きなビジネスの障害となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種税金を撤廃・低減してほしい。 高率な税制の改善をお願いしたい。 	
				<p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2004年7月、教育税(education cess)が導入され、関税に賦課された。物品税と教育税が継続している。関税諸掛(custom duties)は低下してきており、2003財政年度に関税率が23%の上限に引き下げられ(一部例外あり)、関税諸掛のピークレートは15%から12.5%に引き下がった。 物品税に関し、コンピュータに物品税12%の再課税、タバコに5%の引き上げ、Oil Industries Development Actの税が1,800Rs/MTから2,500Rs/MTへの引き上げがなされた。 サービス税の一般税率が10%から12%に引き上げられた。教育税を含むサービス税の実効税率は12.24%となる。 2007年2月28日、政府は2007年度連邦予算案を発表し、①教育目的税を1%引上げ3%とする。②中央売上税(CST)を1%引下げ3%にする。③燃料税を2%引下げ6%にする、とした。 2010年2月26日、ムカジー財務相は、下院(Lok Sabha)において、インドの2010/11年度連邦予算案を発表した。 <ul style="list-style-type: none"> 大半の品目に対する関税の最高税率を引き続き10%とする。 原油の基本関税率を5%、ディーゼルとガソリンのそれを7.5%、その他の石油精製品のそれを10%とする。 ディーゼルとガソリンの物品税を1リットルあたり1ルピー引き上げる。 物品税の標準税率を一部の例外を除き10%に引き上げる(昨年2月、非石油製品については8%に引き下げられていた)。 一部の特定品目に対する基本物品税率を一般の品目よりも低い4%に維持する。 大型車、多目的車、スポーツ多目的車に対する物品税率を20%から2ポイント引き上げ22%とする。 サービス税を10%のまま維持する。 <p>農業分野における間接税の詳細は以下のとおり。以下の設立・拡張に対する譲許関税率を5%とし、サービス税を免除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 冷蔵保管、冷蔵室、冷凍庫(養蜂、園芸、酪農、鶏肉、水生生物、海産物などの農産品・関連製品の保存、貯蔵又は輸送のための予冷機を含む) 上記製品の加工装置冷凍バン・トラックの製造において必要な冷凍装置に対する関税を免除する。 <p>また農産品の保存、貯蔵又は輸送のために使用される一部の設備に対する物品税の免除を養蜂、園芸、酪農、鶏肉、水生生物、海産物にも適用する。所定の農業機械(田植え機、レーザー地ならし機、綿摘み機、刈取結束機、わら・飼料束ね機、サトウキビ収穫機、トラック型刈取脱穀機の製造において使用されるトラックなど)に対する基本関税率を5%に引き下げる。農業用のトレーラーとセミトレーラーに対する物品税は完全に免除されている。プランテーションで使用される一部の機械に対する関税譲許と相殺関税免除の期間を2011年3月31日まで延長するとともに、プランテーションで使用される一部の機械に対する物品税の免除を再び導入する。小規模製造業者が収益年に行う資本財(機械設備)の初期据付に対して課される中央物品税を免除するとともに、資本財の購入に対する中央物品税の支払いを月1回ではなく四半期に1回にすることを認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2011/2012年度予算案は、中央物品税の賦課について、新たな物品税率又は物品税率を変更(2011年3月1日より施行): <ol style="list-style-type: none"> 従来免除されていた130の指定品目に対して1%の関税を賦課(CENVATクレジットの優遇措置なし)、 加工食品、中間繊維、薬品、医療設備など特定品目に対する関税率を4%から5%に引き上げ、 特定のコンピュータ部品、ブランドジュエリー、貴金属製品に対して5%の関税を賦課、 ブランド既製服に対する10%の関税を義務化(従来は任意)、 ポर्टランドセメントに対する関税の仕組み(通常は従価ベース)を各種形態に応じて変更し、一定の種類については10%、その他については従価ベースで10%以上とする。 2012年度予算案で物品税の標準税率が10%から12%に引き上げられ、優遇税率も1%引き上げられた。また、4月1日サービス税が現行の10%から12%に引き上げられた。物品税の税率上昇に伴い、物品の輸入に際して関税とともに徴収される相殺関税も増税される。他方、相殺関税に課されてきた教育目的税3%は免除される。 2013年度インド予算案にて発表された2013年税制改正において、スポーツタイプ多目的車(SUV)の物品税(Excise Duty)が30%へ3%引き上げられた。 2015年度国家予算の税制改正でWealth Taxの廃止が決定された。 		

※經由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<p>(改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間接物品税 (SED) に関する 3 つの税率 (8%、16%および 24%) の単一税率とする。従って従価物品税の基本構造は、16%の中央付加価値税 (CENVAT) と 16%の単一特別物品税率となる。この結果、間接税の体系は、16%の CENVAT のみが課せられる品目と CENVAT と SED が合算で課税される品目の 2 種類に簡素化される。ただし、ミシン糸、LPG、ケロセン、および 10 馬力までのディーゼル・エンジンについては CENVAT5%とする。 ・2002 年 3 月、財務省は、発電所向けナフサへの物品税へ (27.6%) を完全に免除した。但し、LNG への転換が完了および計画している発電所のみを対象。 ・2003 年度予算案で、エアコン、乗用車・多目的車、タイヤ、ポリエステル繊維、清涼飲料水に課されていた 16%の特別物品税が 8%に引き下げられた。 ・2008 年度予算案で物品税の基本税率 16%を 14%に引き下げるとしている。 <ul style="list-style-type: none"> －小型自動車、二輪車、バス:16%→12% －ハイブリッド車:24%→14% －電気自動車:8%→0% ・2008 年 12 月、物品税が 10%へ引き下げられた。 ・2009 年 2 月、物品税が 8%へ引き下げられた。 ・2009 年 7 月 6 日、インド財務相が、連邦議会下院 1 に提出した 2009-2010 年度連邦予算では、中央付加価値税 (すなわち物品税) 2 の中心税率 8% を維持する一方で、4%の低減税率を 8%に引き上げた (食品、医薬品、紙、医療設備や特定の繊維機械など一部品目を除く)。今回の修正によって影響を受ける主なセクターには、石油製品、電子情報機器、ソフトウェア、自動車、医療用品・機器が含まれる。 ・2011/2012 年度予算案は、中央物品税の賦課について、物品税を免除 (2011 年 3 月 1 日より施行) : <ol style="list-style-type: none"> ① (超) 巨大発電プロジェクトの立ち上げに必要な物品、 ② 巨大発電プロジェクトの拡張に必要な物品 (灰処理システム及び石炭輸送システムは、巨大発電プロジェクトの不可分の一部として分類)、 ③ コールドチェーンインフラ用の冷凍冷蔵庫、空調パネル、コンベヤーベルトシステム、 ④ カラー未露光映写用フィルム (400 フィートと 1000 フィートのもの) ・2014 年 6 月 25 日、インド中央物品税・関税局、一部機械設備・自動車などの物品税譲許税率を延長 (2014 年 6 月 30 日以降 12 月 31 日まで)。 ・2017 年 7 月 1 日、物品サービス税 (GST) が導入され、物品税、付加価値税、サービス税、オクトロイ等複数の間接税が統一、簡素化された。 		
	日機輸 日機輸 日機輸 JTA 自動車品	(2)	複雑な税制	<ul style="list-style-type: none"> ・中央税と地方税が複雑な間接税の体系で、間接税の専門家 を 2 名雇用する必要がある。取引において税務関係の Form を揃えるのに手間と時間が掛かる。 ・州付加価値税、物品税、サービス税、州間取引時に課される中央売上税等非常に複雑な間接税体系となっている。 ・日本→インドへ輸出する際の関税及びインド国内輸送時に州を跨ぐ際の税率が分かりにくい。コストもかさむ。さらに州間の流通に時間がかかる。 ・複雑な税制 (製品毎に異なる税率、州跨ぎ税等) と頻繁な税改正による業務の煩雑さ。財務では独自システムを使用せざるを得ない。 ・同敷地内での社内外注の様な形態を取る場合、建屋を別にしなければならない等の制約がある、あるいは納入先と売上先が違う処理が出来ない。依然改善されていないので、生産変動などで一時的に外部倉庫を活用したい時など非常に困難を伴う。 <p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2002 年 6 月に終了した WTO の TPRB 審査報告によると、インドの物品税構造の複雑さは徐々に軽減され、16%の標準税率に、最終的には VAT システムに移行する見込みであるが、州売上税を VAT に転換する試みはあまり成功していないと指摘している。 ・2003 年度予算案では、2003 年 4 月 1 日より、付加価値税 (VAT) が導入され、州売上税が廃止されることになっている。また、VAT 導入に伴い、州間売上税である中央売上税 (CST) を 2003 年度 4%から 2%へ引き下げ今後段階的に廃止する方針が示されている。 ・政府は 2010 年 4 月に物品税、サービス税、VAT などの販売税を物品サービス税 (GST) に一本化する方針。 	<ul style="list-style-type: none"> ・7 月導入が見込まれる統一税 (GST) 導入による、改善に期待。 ・関税の簡素化。 ・州跨ぎの税廃止。 ・物のフローと伝票処理が違う場合でも、実質のフローでの処理が認められるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・インド所得税法 <ul style="list-style-type: none"> －Income Tax Act, 1961 －Income Tax Rules, 1962 ・中央物品税法、他 ・Union Budget ・サービス税制 ・関税法

※經由団体: 各個人の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<ul style="list-style-type: none"> インド財務相は、2009-2010年度予算案でプリンジベネフィット税(FBT)及び商品取引税(CTT)の廃止を提案した。 2010年1月25日、インド政府は、州財務相権能委員会(ECSFM)が作成した財・サービス税(GST)に関する第1ディスカッション・ペーパーに対する意見公募の実施を発表した。インド政府はまた、同ペーパーに示された歳入局の勧告に対する意見公募も行っている。GSTの導入に向けた行程表はECSFMが作成している。GSTが導入されれば、カスケード税制(多段階の累積的課税)は廃止され、財やサービスに対する税の徴収が単一の包括的税制で行えるようになることから、現行の付加価値税(VAT)制度の改善につながる。GSTは、2010年4月1日から実施される予定である。 2010年2月19日、インド政府は、2010年中央物品税(改正)規則(以下、新規則)を公布した(2010年4月1日より施行)。新規則は、物品税の支払い方法や税務報告書の提出方法について定めた2002年中央物品税規則(以下、旧規則)の規定を改正している。 2010年2月26日、ムカジー財務相は、下院(Lok Sabha)において、インドの2010/11年度連邦予算案を発表した。同予算案は、一部分野への輸出優遇措置を延長するとともに、経済の監視と財政安定の確保を任務とする財政安定・開発委員会(Financial Stability and Development Council)の設置を提案している。同予算案はまた、物品税の基本税率を8%から10%に引き上げている(一部例外あり)。関税の最高税率は変わらない。そのほか、農業、環境、医療、インフラの各分野に影響を与える多くの優遇措置も提案されている。直接税基本法(DTC)を制定し、2011年4月1日から実施する。財・サービス税(GST)も2011年4月1日からの実施を目指す(現在、その仕組みを完成させる作業が進行中)。 輸入時に払うべき税金の総額である実効関税は、サービス税と物品税が10%から12%に引き上げられて相殺関税が増税される一方、教育税の免税により、輸入時に支払う関税等総額は、基本関税を10%とした場合、現行の26.85%から28.85%に上がる。 2014年7月、2014年度予算発表の財務省演説で、モディ政権はGST導入に向けて14年度内に法整備を行う方針を発表した。GST導入には、各州政府に徴税権を認めているインド憲法の改正が必要であるが、州政府の中には反対の声があること、憲法改正には国会の上下院の3分の2以上の賛成が必要だが、両院で「ねじれ」が生じていることから、16年度内にGST導入することは容易ではないとの見方もある。 <p>(改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2012年7月1日、サービス税について17種類のネガティブリスト方式への完全移行が施行された。 2016年3月1日付、日本経済新聞によれば、モディ政権は企業の立地競争力の向上と外資誘致を掲げ、2019年度までに法人税率を25%に軽減する方針である。 2017年7月1日、物品サービス税(GST)が導入され、物品税、付加価値税、サービス税、オクトロイ等複数の間接税が統一、簡素化された。 		
	JEITA 日機輸	(3)	印星租税条約における売上税源泉徴収の全額還付不可	<p>インドにおける源泉課税について、シンガポールからインドにデザインや採用等のサービスを提供する場合、販売金額の10-20%の源泉徴収税を支払わなければならない。シンガポールとインドの間の租税条約に基づき、シンガポールで税の還付が受けられるが、全額は還付されず、利益に大きく影響を与える。</p>		・印星租税条約
	製菓協	(4)	源泉地国の判定	<p>インド子会社が日本国外(インド)で日本親会社のために役員提供を実施し、日本親会社からインド子会社へ対価を支払う場合、日印租税条約に基づき支払者の居住地国が所得源泉地とされ、10%の源泉税が課されている。</p>	・OECD租税条約モデルや他国との租税条約では海外子会社が日本にPEを有しなければ国外源泉所得として非課税となることから、同様の取扱いとなるように改正を要望する。	
	日機輸	(5)	日印租税条約の技術上の役務の定義不明確	<p>日印租税条約においては、「技術上の役務に対する料金」(第12条)という特殊な条項が設けられており、かつ、そこで規定される「技術上の役務」の定義が不明確なため、課税/非課税とされるケースにばらつきがあり、課税の予見可能性を損なっている。</p>	・日印租税条約第12条における「技術上の役務に対する料金」の削除、または定義の明確化。	・日印租税条約第12条「技術上の役務に対する料金」
	JEITA 日機輸	(6)	外国法人のインド法人税申告義務の不合理	<p>インド内国法人から日本法人がロイヤルティ等を収受する場合、日本法人がインドにおいて、外国法人としての申告書提出義務を負うこととなり、毎年の税務調査を受けることになるため、事務負担が非常に大きくなっている。</p>	<p>・インド国内に恒久的施設等を持たない非居住者は、申告義務が免除されるように手当をして頂きたい。</p> <p>・また、技術的役務の提供については源泉課税の対象外として頂きたい。</p>	・The Indian Income Tax Act

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	JEITA 自動車部品 日機輸	(7)	長期出張者の PE 取扱いの不透明	<p>・現地の税法上、長期出張者の PE 上の取り扱いが不透明である。特に、183 日ルールの考え方や数え方、親会社の義務として行う監督指導も PE リスクに直結するか等々の点が明確でないため、実務的な運用面に支障が生じている。</p> <p>(対応)</p> <p>・2014 年 5 月、セントリカ・インドの判例が出て、セントリカの海外法人が出向後も給与を払っており、インド子会社のセントリカ・インドは実質的な解雇権がないことを以て本国イギリスの親会社の従業員として本国のために業務を提供していると扱われ、PE 認定が行われ、イギリスとインドの租税条約にはサービス PE の条項があるので、それに該当することになった。</p> <p>・モルガンスタンレー・インドの判例では、管理運営のための短期出張では PE にはならないとされたが、米国親会社 MSCo からインド子会社 MSAS に従業員としての派遣は、MSCo の給与体系に組み込まれており、また MSCo に対する職務上の権利を有しているとして、サービス PE に該当すると見なされた。ただし PE 認定は受けたが課税はゼロであった。従業員を派遣してインドで活動したことに対する報酬をインドで支払っており、その PE で行った活動に対する適正な所得がインドで落ちているならば PE に帰属する追加的所得がないという最高裁判決に基づいて課税がゼロとなった。</p>	<p>・長期出張者の 183 日ルールの適用方法（日数の計算、現地を明確化して頂きたい）。</p>	<p>・移転価格税制（法人税法）</p>
	日機輸	(8)	PE のインド居住要件の特異性	<p>・インドに過去 4 課税年度で 365 日以上滞在し、且つ当該課税年度 60 日以上滞在した者はインド居住者の対象となることから、帰国後もインドでの個人所得税課税対象となる。よってインド駐在経験者が帰国後数年間、インドビジネスに関わりづらい状況が生じており、インド人材を十分に活用出来ないでいる。</p>	<p>・インド居住者の要件である過去 4 課税年度で 365 日以上滞在、及び当該年度インド滞在日数 60 日の制限を緩和（他国基準同様 183 日以上等）頂きたい。</p>	<p>・Income Tax Act</p>
	日機輸	(9)	租税条約適用における税務番号 (PAN) 取得要件	<p>・日印租税条約適用条件が緩和され、昨年度の税制改正により、PAN が無くとも源泉税率 10% は適用可能になったが、インド源泉所得がある限りにおいては、インドにおいて PAN の取得申告が必要である、即ち PAN の取得が必要という状況については依然変わっていない。</p> <p>例えば源泉税率 10% (PAN がない場合は 20%) の低減税率を適用するにも、日本の企業が PAN を取得する必要があり、実際的に低減税率を適用できないケースが多い。</p> <p>(対応)</p> <p>・2016 年 2 月末公表の 2016 年度インド予算において、一定の条件の下、非居住者が PAN を有しない場合でも 20% 以上の高率の源泉徴収税が適用されない」方向で改正されることが発表された。</p>	<p>・PAN 取得要件の撤廃。</p>	<p>・日印租税条約</p>
	日機輸	(10)	関連会社間取引における過剰な移転価格審査	<p>・コストデータ、他社への価格見積情報を取引先から要求される。開示はできないため、都度様々な代替方針を検討し対応する為、多大な労力を要している。</p>	<p>・税務申告又は調査において、取引先にデータ提出を求める等、自社内で完結できない制度又は慣習の排除。</p>	<p>・移転価格税制 ・関税法</p>
	日機輸 日商	(11)	商社活動への不当な移転価格税制更生・追徴課税	<p>・移転価格調査が各商社現法に対して実施され、主たるビジネスである仲介手数料取引についても、通常の売買取引と同等の取扱高に対する利益率を稼得すべきとの一方的主張の下、各社に多額の追徴税額を課した。</p> <p>インド進出及び取引拡大の大きな障害となっている。またその対応に忙殺されると共に、コンサルタントに対する手数料等、多額のコストが生じている。</p> <p>(対応)</p> <p>・2014 年 10 月、デリー租税裁判所が日本の総合商社の現地子会社による課税不服申し立てを認める判決を下した。インド当局は、日本の総合商社の現地子会社の業務を、モノを売買する貿易業者と同じと判断し、高い利益を上げているはずだとして、移転価格税制に基づいて課税した。このたびの判決で、売り手と買い手をつなぐ仲介役として金融や物流の機能などを提供しコミッション(手数料)をとる日本の商社のビジネスモデルを認め、当局の追徴を退けた。</p>	<p>・インド進出及び取引拡大の大きな障害となっている。またその対応に忙殺されると共に、コンサルタントに対する手数料等、多額のコストが生じている。透明性と合理性のある調査を行って頂きたい。</p>	<p>・Section 92C/92CA ・Income Tax Act, 1961 ・Income Tax Act Section 92-94</p>

※經由団体: 各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	JEITA 日機輸 日機輸 自動部品 日機輸	(12)	移転価格税制の不透明・恣意的適用	<ul style="list-style-type: none"> ・多大な調査工数と納得性に乏しい判断(海外への多額な資金流出全てを移転価格上受入れない姿勢)。 ・現地の移転価格税制上、期間検証が法律上明確でなく、実務レベルでは認められていないという状況にある。現地の損益は外的な要因にも左右されるため、単年度で確実な利益を確保するような TP の設定は実務上非常に困難である。また、更正された場合のペナルティも非常に高く、税務訴訟も超長期(10年以上)に及ぶケースが多い。 ・Master File、及び CbCR の提出要件が不明確で手続きが煩雑。 ・現地 PE に帰属しない外国法人の所得については、本来源泉徴収で納税義務が終了し、取引先のインド法人側で書類を整備すれば十分であると考えられるが、外国法人に対してもインドにおけるすべての所得について申告することが要求され、かつ、個別の取引に係る移転価格の算定方法やローカルファイルの準備が求められ、外国企業にとって手続きが非常に煩雑であり、二重作業となる。 <p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インドでは、「事前確認(Advance Pricing Arrangement; APA)」がまだ導入されていないため、移転価格課税を予測することができない。また、移転価格課税についての予測可能性を確保すると同時に二重課税のリスクを回避することを目的とした、日本政府とインド政府の税務当局間での「相互協議(Mutual Agreement Procedure; MAP)」についても、申し立て例はあるものの、これまでに合意した例が無い。(参考:国税庁「平成 21 事務年度の『相互協議を伴う事前確認の状況』について」(2010 年 11 月)(http://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2010/sogo_kyogi/index.htm)) ・2012 年度予算案における税制改正により、移転価格税制に関し、①国外関連者取引として保証行為、事業再編・組織再編、通常の営業仮定から生じる権利・義務、マーケティング資産や人的資産等の無形資産が移転価格税制の対象となることを明記、②移転価格税制の対象取引として新たに特定国内取引(specified domestic transaction)の定義が設定、③独立企業間価格と企業の国外関連者との取引価格の差額を±3%と明記、④事前確認制度(APA)を導入した。 ・税務当局が容認しがたい租税回避を行う行為(impermissible avoidance arrangement)とみなす契約・取引を否認できる一般的租税回避規定(GAAR)が、2012 年 4 月に導入が予定されていたが、2013 年 4 月に延期され、さらに 2015 年 4 月に延期された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査官のレベルアップ(国際レベルへ)。 ・OECD 原則に則り、最低 3 年程度の通算検証を認めるよう、法律による明確化を求めたい。 ・APA を申請した場合に、過年度を対象とすることを認めて頂きたい。 ・要件の明確化。 ・現地 PE に帰属しない所得について、申告の対象から除外していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・所得税法 144C ・Transfer Pricing Act ・Income Tax Act ・The Finance Act ・Section 92A to 92F, The Indian Income tax act
	日機輸 日機輸	(13)	商品輸出入関連サービスへのサービス課税	<ul style="list-style-type: none"> ・商品の輸出入に関わるサービスに Service Tax が課税されている。インド政府は輸出促進方針を示し商品への VAT を免税としているが、Service Tax が課税されることにより、輸出競争力を阻害している。 ・輸入における海上運賃について、2016 年度よりサービススタックスが課税されることに変更された(対象は 30%部分)。貿易促進に反し、Ease of Doing Business 政策と矛盾する課税強化であり、撤回をお願いする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・インドからの輸出に関わるサービスについては Service Tax を(GST へ移行後は、GST を)無税として頂きたい。 ・海上運賃へのサービススタックス課税の撤回。 	<ul style="list-style-type: none"> ・Finance Act 1994
	日機輸	(14)	法人税の予納制度の企業負担	<ul style="list-style-type: none"> ・年 4 回法人税を分割して納税しているが、業績予想をさせて納税させる仕組みとなっており、どうしても実績との乖離が生じ、不足金額に対する金利支払い、過剰な支払いが生じてしまい、企業側に不利となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実績をベースにした納税に変更をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・Income Tax Act
	日機輸	(15)	立替 VAT の還付遅延・不透明	<ul style="list-style-type: none"> ・立替 VAT の還付手続きがシステムティックではなく、還付に 2-3 年掛かる上、還付タイミングが決められていないなどキャッシュフローに与える影響が大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・還付手続きルールの明確化と、そのルールに基づいた処理をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各州の VAT Act
	日機輸	(16)	税務調査の遡及実施	<ul style="list-style-type: none"> ・法人税・個人所得税ともに、税務調査が 3 年以上前の会計年度に対し実施される為、資料の破棄や、個人所得税などでは本人の退職や移動等により税理士が要求するデータを揃えるために多大な労力を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・税務申告時期の早期化、翌年の税務調査実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・Income Tax Act

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸	(17)	税務当局の恣意的課税	・無形資産及び営業費用の一部につき、税務当局より損金算入否認、追加納税要求あり。	・税務当局内での恣意的な賦課基準運用の防止に向けた取り組み強化につき引き続きご支援願いたい。	・所得税法 32(1)
	日機輸	(18)	世界標準から逸脱した移転価格文書化要求	・「マスターファイル」についてOECDルール以上の追加情報をもとめる法制化がされており、日本所在の最終親会社が作成したマスターファイルをインド現地法人がそのまま使用できない。	・OECDルールに準拠するよう、法改正または執行上の配慮をおこなうよう、インド当局に要請いただきたい。 ・OECD基準に従って国内法を改正していただきたい。	・Income Tax Act ・Rule 10DA of Income Tax Rules (Form 3CEAA)
	日機輸			・インド税法上要求されるマスターファイルの内容は、OECDのBEPS報告書が勧告している内容を超え(すべての会社の住所、すべての研究開発拠点に関する情報、top ten 非関連金融機関等)、納税者として別途準備が必要。		
	日機輸	(19)	頻繁な税制・税率改正	・インド税制改正が当局の事前調整不足。2017年7月1日にインクジェットカートリッジの税率アップを発表後、約4か月後の11月15日に税率ダウン。税率変更毎にMRP価格を変更しなければいけないため負荷が大きい。	・税制改正をする際にはインド当局が代表的メーカー又は業界団体等と事前調整していただき、問題点を抽出してから実施していただきたい。 ・変更内容について前広に通知し、外資企業が税務コンサル等と検証する期間を確保して頂きたい。 ・準備期間の確保。 ・税システムサーバーの強化。	・インド Goods and Service Tax ・インド税法
	日機輸			・TDS、GTSの類について、頻繁に税率が変更されており、採算を圧迫している。また新税導入に際して、成立から施行までの期間が短いため、対応に急を要し、混乱が発生している(対象/対象外の判断が難しく、とりあえず納めたが後に不要と判明する等)。		
	日機輸			・7月より開始されたGSTに関して、申告必要書式、品目ごとの税率、申告頻度などが頻繁に変わる。開始までの準備期間が短いため、準備不十分なまま、現場は混乱する。ネット申告の際も、期日前にサーバーダウンなどが頻繁に起こる。		
	JEITA 日機輸 日鉄連	(20)	グループ会社間の融資に対するみなし配当課税	・インド国内でのグループファイナンスを実施したいが、貸付元本または金利に対し「みなし配当課税」がかかる可能性が大きい。商法では貸借可能となっているも税法では明確になっていない。 ・グループ会社間の融資(兄弟会社間融資、子会社から親会社への融資)が「みなし配当」と定義され、融資元会社に対し「配当分配税」(融資元本×(30%+追加税率))が課税される。 結果、グループ会社間における自由な資金移動が阻害され、グループ会社の資金調達の選択肢が狭められている。 【制度の変遷】 - インド税法(Income Tax Act)上、当初よりグループ会社間の融資を「みなし配当」と定める規定あり(該当の場合、みなし配当受領者に法人税を課税) - 1997年4月:「配当分配税」導入 - 2018年4月(施行予定):グループ会社間の融資(みなし配当)に対し「配当分配税」が適用されることを規定、更にその際の税率を30%(+追加税率)と規定。 ・親会社等(海外)への配当金支払いの際に、配当金分配税(実効税率20.36%)を支払うことになっているが、これは二重課税にあたるのではないかと。法人税引き後の利益に対する、更なる課税となっている。	・税法上問題ない点の明確化。 ・グループ会社間の融資を「みなし配当」から除外。 ・配当分配税の廃止の検討。	・RBI規則 ・税法 ・1961年所得税法 第115-O条 ・配当分配税(Dividend Distribution Tax): Income Tax Act, section 115O ・みなし配当(Deemed Divident): Income Tax Act, Section 2 (22) e
	日機輸					

※經由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
	日機輸			・高税率(16%超)の配当税課税により、グループ内資金還流が困難。クロスボーダーのグループ企業間借入と預入が規制により不可能になっているため、効率的なグループ Cash Management ができない。	・規制緩和をして頂きたい。		
	フル工 自動部品	(21)	非効率な税制変更 手続き	・毎年 2、3 月に発表される国家予算による制度変更について、担当当局が十分に理解しておらず、手続きに時間がかかる。 具体的には、工業用地の長期リースにかかるサービス税の非課税化と遡及免税について、何度も申請を繰り返したうえ長期間待たされている。	・速やかな行政対応と新制度の担当窓口までの徹底。 特に左記の事例は関係する日系企業も多いと思われるため、速やかな対応を要請して頂きたい。	・2017 年度国家予算 (Budget2017)	
	日機輸 日農工	(22)	サービス税(GST) の恣意的品目分類	・2017 年 7 月の税制改革によりサービス税(GST)が導入されたが、品目の分類によって税率が大きく異なるケースにおいて高い税率が適用される傾向がみられる。 ・2017 年 7 月から様々な税金が GST で統一されたが、区分が曖昧な上に途中で税率が変更になり取引先とのトラブルが発生した。	・税率判断時の品目分類の基準を明確にしてください。 ・今回の様な税システムが変更となる場合、シミュレーションを行い十分な準備期間を経た上で相談窓口等を設けた上で施行して頂きたい。		
	フル工 自動部品 日機輸	(23)	GST 手続の整備 未完了	・新税制への移行(2017 年 7 月～)により複雑な税制が比較的シンプルになったものの、インターネットによる各種手続きはシステム整備が未完了のため当初計画が達成されていない。早期にシステム整備を含めた完全移行が望まれる。 ・2017 年 7 月に GST が導入された。導入後の規則の修正が重なり、煩雑な対応を行った。また、GST 導入に合わせて、電子手続きが増え、煩雑なオペレーションとなっている。(政府システムの不具合等発生)	・インターネットによる手続き、システムの早期整備。 ・企業のビジネス活動を考慮した法令改正をして頂きたい。	・インド税法	
16	雇用	JEITA	(1)	州毎に異なる労働 基準	・全般的に州毎に雇用に関わる基準が異なるが、その内容を把握するツールが乏しいため、労務管理が難しい。	・日本人でもわかる、体系的に整理された書籍や情報開示があればありがたい。	
	自動部品	(2)	長期ビジネスビザ 有効期限延長措置 の未実施	・2016 年 6 月 10 日 在日インド大使館は、日本人に対する長期ビジネスビザの有効期限を、これまでの 1 年から「最長 10 年」に延長、即日開始することを発表した。が、依然として有効期限 1 年のビジネスビザ発給に留まっている。	・有効期限 1 年以上の長期ビジネスビザの発給をお願いしたい。		
	日機輸 自動部品	(3)	日印社会保障協定の EPF 還付手続 の不透明	・インド・日本間社会保障協定が発効。①社会保険への 2 重加入が解消されたこと及び②帰任時に既払出額につき EPF 還付が可能となった。但し、現地 EPFO 担当者の理解が不十分なことから依然還付手続きが不透明なこともあり、引き続き実務面で課題あり。 ・社会保障協定の締結がなされた事により、それまで積み立てを行っていたインドの年金について、海外駐在員は返金請求を行う事ができる。しかし、手続き方法が不明瞭であり、実施に至っていない。	・社会保障協定発効への日印両政府の尽力に感謝申し上げますと共に、引き続き実務面でのフォローをお願いしたい。 ・日本国の関係機関から、在インド法人を抱える日系企業向けに手続きの案内やガイドラインを示していただきたい。	・G.S.R 148 and G.S.R 149 Dated September 2010	
	フル工 自動部品	(4)	インド ID(Aadhaar)の取得 手続の煩雑・不 統一・不透明	・インド ID (Aadhaar) の取得が外国人に対しても義務付けになった。大都市圏では公開されている提出書類にてより半日程度で受理されているようだが、地方都市では要求される書類も異なること、役所により外国人は取得不要など見解がまちまちであった。結果として、追加書類の準備、たらいまわしなどで受理まで約 1 週間を要した。	・大都市圏、地方都市の情報・手続きの統一を図ってほしい。		

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	建産協 自動部品			<ul style="list-style-type: none"> 11月28日付在インド大使館情報により、年内を目安にインド国内居住者はオーダー番号(生体認証付き個人識別番号)を取得し、銀行口座へ提出するよう通達があった。現在、2018年度3月末が期限とされているが、急な要請であり、法人口座の扱いについても不透明なままである。具体的には、口座の署名権限を持つのは日本親会社の役員でありオーダー番号も取得していないが、現地駐在員が取得していれば問題ないのか、未だ明確になっていない(現地銀行は問題ないという見解を持っているとのこと)。 インド国民のマイナンバー制度であるが、銀行口座の所持、継続する為に必要であり、外国居住者を対象。取得申請手続きが不明瞭で、個人情報の流出が懸念。 	<ul style="list-style-type: none"> 急な要請に対して手続きに不明点が多く、3月以降の運用についての情報提供を急がりたい。 取得申請手続きの明確化、個人情報の保護。 	
17	知的財産制度運用 JEITA 日機輸 日機輸	(1)	外国出願に関する情報提供要件の不合理・不明確	<ul style="list-style-type: none"> インド出願後、特許付与まで、審査官の要求があれば外国出願に関する情報を提供しなければならず、Office Action には、この外国の例として USPTO、EPO、JPO が挙げられることがある。しかし、これら3つの特許庁での情報は、出願人からの情報提供を受けなくても、ドシエシステムを使えば、審査官は入手可能であり、出願人に余計な負荷がかかっている。情報提供が必要な国が不明瞭であり、適切な対応ができない。 各国における特許審査情報の電子化と公衆への提供が進んでいる今日でも、外国出願の事実や審査結果などの審査情報開示を義務付ける国があり、多数国で知的財産保護を求める必要のある多国籍企業にとって、その対応負担は非常に大きい。またその義務の内容が明確でないため、将来的に意図せず義務違反となるリスクが懸念される。 インド特許法8条により、対応他国・主要国の特許出願及び審査結果について、インド特許庁に提出することが求められており、出願人の負担は大きい。WIPO-CASE には加入し、IT システムも整備され、近いうちに運用が始まる。 	<ul style="list-style-type: none"> ドシエシステムを活用し、出願人からの情報提供を不要として頂きたい。 情報提供のしくみを継続する場合は、どの国の情報が必要であるかを明らかにして頂きたい。 特許審査情報の電子化の進展に鑑み、外国出願情報開示義務を緩和・廃止、又は義務内容の明確化を推進していただきたい。 関連外国出願情報提出義務の緩和・撤廃。 IT システム運用が開始されたら関連外国出願情報の提出を要求しないように御願いたい。 PCT だけでなく、パリルート出願でも、負担軽減を御願いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> インド特許法 8 条等 特許法 8 条(2)「外国出願に関する情報」 特許法 64 条(1)(m)「特許の取消」
	日機輸 日機輸	(2)	特許実施報告書提出に係る特異な情報提供義務	<ul style="list-style-type: none"> インドにおける特許発明の商業規模での実施の程度に関する陳述書 (FORM27)を定期的に提出しなければならないが、他国には無い制度であり、特別な作業をしなければならず、負荷が大きい。 インドでは特許の国内実施に関する情報を提供することが義務になっている。この情報は全てのインド特許について、毎年、1月1日～3月31日の期間中に提出することが義務付けられている。(インド特許法 146 条) 	<ul style="list-style-type: none"> 陳述書がどのように活用されるのか、又、提出に際して現状の運用の必然性が不明であるにも関わらず、特許権者に対して作業負荷が非常に大きいため実施報告書の提出を廃止して欲しい。 インド国内での実施報告義務の廃止、又は緩和をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> インド特許法 146 条(2)「特許権者からの情報を要求する長官権限」 インド特許施行規則 131(1)(2)「146 条(2)に基づき提出を求められる陳述書の様式及び提出方法」 インド特許法 122 条(1)(b)「情報提供の拒絶又は懈怠」
				<p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特許権者は、インド国内の実施とインド国外からの実施に分けて、それらの数量・金額を毎年年度末に実施報告書を作成・提出しなければならない(特許法 146 条(1))。また、特許意匠商標総局長官は、実施報告書として受領した情報を、所定の方法により公開することができる。 		

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	JEITA 日機輸	(3)	第一国出願義務の 法令規定の不明確	・現地開発ニーズが高まる新興国において、当該国における第一国出願義務が法令で規定されている国が依然として多いが、その法令が明確でないため、有効な知的財産権の確保が困難な場合がある。 また、多数国間にまたがる研究開発活動が必要とされる今日、複数国での第一国出願義務が抵触するリスクが懸念される。	・第一国出願義務の緩和撤廃、又は法令条文の明確な規定をお願いしたい。 ・多数国間での取り決めなどにより、国を跨る研究開発への第一国出願義務の適用緩和などを推進していただきたい。	・インド特許法 39 条等
	日機輸	(4)	国際特許分類の公 報への一部未記載	・国際特許分類(IPC)に関して公報に記載されていない案件も散見される。	・特許情報の欠損の改善。	
	日機輸	(5)	特許早期審査制度 活用の困難	・インドの早期審査制度は 2016 年に導入されたが、諸々の規制からインド国内企業にしか活用できない制度となっているため、今後の改善が望まれる。	・早期審査制度の要件の緩和。	
	日機輸	(6)	特許出願公開の遅 延	・依然として公開遅延案件があり、古い案件ほど公開が遅くなっている。	・特許出願の適時の出願公開。 ・引き続き DIPP による指導を希望する。	
	製薬協	(7)	医薬品分野で期待 できない知財保護	・医薬用途特許が認められない点については引き続き改善を求めたい。特許訴訟における権利行使(差し止め)及び強制実施権については改善が認められるものの引き続き動向を見ていきたい。	・TRIPS 協定に従い、技術分野並び輸入か国内生産かで差別することなく特許を認めて頂きたい。	・インド特許法第 3 条及び第 84 条
	日機輸	(8)	実用新案制度の導 入における制度設 計への懸念	・実用新案制度の導入が積極的に検討されていると聞いている。また、その理由の 1 つとして、特許審査の滞り解消が挙げられている。実用新案制度における簡易な審査により、不安定な権利が増加し、権利濫用が懸念される。	・もし、実際に実用新案権制度が導入されることになる場合には、実用新案権者が権利行使するには技術評価書の提示を義務付ける、実用新案権の保護対象を明確化する(例えば物品の形状に限る)などの対策を要望する。	
	製薬協 日機輸	(9)	模倣品取締り対策 の不足	・偽造医薬品は、単に知的財産権(特許権、商標権)の侵害である以上に、患者に深刻な健康被害をもたらす場合も多いため、偽造医薬品を患者の手に届くことがないように取り締まることが重要である。中国、インド等で製造された偽造医薬品が、自国内で流通するだけでなく広く他国にも輸出されている。 ・市場における模倣品氾濫の抑止効果を強化するため、模倣品販売者または製造者に対する刑事訴求手続の迅速化及び処罰決定の期間の短縮化をできないか。行政摘発(救済)制度を導入したり、特別な裁判所を設置したりして、当該違法行為に対する短期間での処罰ルートを確立し、摘発(救済)ルートを多様化することで、模倣品氾濫を抑止することを提言する。	・偽造医薬品の製造販売、輸出の取締りを強化して頂きたい。 ・市場で流通する模倣品対策。 ・刑事訴求手続の迅速化及び処罰決定の期間の短縮化。	
	日機輸	(10)	商標案件における 審査の遅延/停滞	・最近の出願審査については、長期未審査の割合が減少しており、概ね 2 年以内の登録となっているため、改善が図れていると感じる。一方で、古い案件では、現地代理人から審査完了の報告を受けているにもかかわらず、5 年以上登録証が発行されていない案件等が存在する。 ※参考:過去 5 年に出願した案件(21 件)のうち、19 件は出願から 2 年以内に登録されている。残りの 2 件は、ノーアクションで 2 年以上動きがない。	・出願日が 2010 年以前の出願件につき、審査停滞案件が依然として存在する。これらの件の即時進行を希望する。	・インド商標法 21 条(2) ・出願審査運用

※經由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
	日機輸	(11)	特許庁の制度運用の不十分・不透明	・法令上の明確な規定がない一方、審判部での判決や特許庁の指針に基づいて、全てのインド特許出願について、発明者から会社への譲渡証又は所有権を証明する書面を提出することが必要であると、現地弁護士から要求されている。	・譲渡証提出の緩和又は不要を法令規定に明記して頂きたい。 または、所有権を証明する書面の要件、記載内容を簡素化し、現地の弁護士が容易に作成し、署名できる内容に改めて頂きたい。		
	日機輸	(12)	PCT出願の優先権証明書の翻訳要件の煩雑	・特許規則 21(2)に基づいて優先権証明書の翻訳を求めることは適切ではない。 当該規則は、国際段階において優先権証明書が提出されておらず、また、その後国内段階で提出されたとしても、それが英語ではない場合に翻訳を求めるものである。	・PCT出願の優先権証明書の翻訳手続の簡素化。 ・PCT出願の優先権証明書を求める運用を停止してほしい。	・特許規則 21(2)	
	日機輸	(13)	PCT国際調査に関する審査協力合意の未締結	・日本国特許庁は、以下の国で受理されたPCT国際出願について、出願人の希望があれば日本国特許庁が国際調査報告を作成・提供することができる。JPOは、我が国企業のグローバルな事業活動の支援のために、アジアでの管轄国を拡大する意向。 ※現在JPOの管轄国は、日本、韓国、フィリピン、タイ、ベトナム、シンガポール、マレーシア、インドネシア、アメリカの9か国。インドはJPOと上記協定を結んでいない。仮に協定があれば、今後インドで現地発明が生まれ、英語で明細書が作成された場合、英語PCT⇒インド特許庁か国際事務局WIPO受理官庁⇒JPO国際調査というルートで品質を確保するということができるのではないかと思う。 ※PI名義の場合JPO受理官庁は選択できず、インドかWIPOへの出願になる。 ※当社のマレーシアやシンガポールの現地発明(冷機のコンプレッサー)では、上記ルートでPCT出願し、協定を活用してJPOが国際調査している。	・PCT国際調査に関する日印特許庁の審査協力が望まれる。	・日印の特許審査に関する協力協定	
	日機輸	(14)	特許出願国の優先順位	・インドでの特許出願につき、インドを本国指定した後でないと日本で出願が出来ないためコスト増となる。 「パリ条約(工業所有権保護に関する国際条約)加盟国(含;日本/インド)であれば、一旦日本国内で出願してから他国に出願する形も可能であるが、発明者にインド人が含まれている場合、この形では発明者(インド人社員)が海外に技術を持ち出したとして、インド特許法違反になってしまう。	・インド国内工業所有権法の見直しが必要。	・工業所有権法	
19	工業規格、基準安全認証	日鉄連 日機輸	(1)	独自規格の取得義務	・2008年9月12日、鉄鋼製品6品種を強制規格化。輸入・国内流通前にIS(Indian Standard)の取得およびマーク表示が義務付けられる。以後、強制規格対象品目が順次追加されている。 ・製品規格が独自、尚且つ、突然施行(要求)される。例えば電源コードについて、インド独自のIS規格が要求され、国際規格のIECでは通用しない。過去は、IEC認可品であれば問題なかったにも拘らず、現在はIS認可品でなければ認められないとされている。 一方、IS認可取得品では、韓国、サウジアラビア等に必要なIEC認可を取れない。このため、インド向のみ電源コードを変更することとなりコスト増につながっている。	・制度の撤廃、手続き(含.除外制度)の明確化・簡素化。 ・国際標準に準拠し、相互認証して欲しい。	・Steel and Steel Products (Quality Control) Order ・IS強制規格

※經由団体:各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日鉄連			<p>・2017年10月13日、鉄鋼省が3の鋼種に対し、新規にインド強制規格を適用する旨公示(修正オーダー2017)。 2017年11月1日、鉄鋼省が19の鋼種に対し、新規にインド強制規格を適用する旨パブリックコメント告示(オーダー2017)。</p> <p>(対応) ・2008～2009年、日、EU、韓がインド政府に対し、鉄鋼製品強制規格の導入に対し懸念を表明。</p> <p>(改善) ・2009年2月12日、鉄鋼製品11品種についてBIS取得の義務付けの導入が対象品種を8品種に変更し、1年間延期。対象となる品種は半製品、厚板、亜鉛めっき鋼板、ブリキ、電磁鋼板等。2010年2月12日、上記8品種のうち亜鉛めっき鋼板(規格番号277)にのみ規格取得を義務付け、残り7品種は制度適用除外となった。</p>	<p>・規格取得にかかるガイドラインの早期開示、施行までの期間延長。</p>	
	JEITA 日機輸 日商	(2)	工業規格、基準の不実行	<p>・工業規格、基準は、概して実行されていない。</p>	<p>・適切な実行が必要である。</p>	
	日機輸 日機輸	(3)	新規規格発布から施行までの猶予期間不足	<p>・他国では安全規格の発布から施行までは最低1年猶予があるが、<u>Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012</u>は2012年10月3日発布、2013年4月3日施行で半年しか猶予がない。対象は輸入、保管、販売まで及んでおり、半年の猶予は短すぎる。</p> <p>・2015年5月14日にIS 13252規格のAmd. 2が発効になり、旧規格は2016年5月14日で失効することが発表になった。しかし、2016年2月現在、Amd. 2の試験が可能な認定試験所が無い上、格上げの手順を示したガイドラインが発行されていない。</p> <p>新規規格対応の猶予が1年あったにも関わらず、実質、対応することができず、これからガイドライン等が発行されても、試験所への試験や当局への格上げ申請が殺到し、混乱が生じることが予想される。</p> <p>ガイドライン(CMD-3/16: 13252(part 1): 2010)が発行され、2016/12/31まで対応すればよくなったが、現在はCMD-III/16:13252通達によりさらに2017年5月14日まで延期されている。</p>	<p>・他国と同様に、発布から施行までは最低1年設ける。</p> <p>・新規規格の強制化時期を延期し、切り替えのための猶予を1年設けて欲しい。</p>	<p>・Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012 ・EXTRAORDINARY NOTIFICATION (2015/05/20) ・BIS規制</p>
	日機輸 日機輸 日機輸	(4)	海外機関発行CBレポートの不認可	<p>・CBスキーム対象国にも係わらず、海外機関が発行したCBレポートを認めない、かつ、認定機関CBレポートも3ヶ月以内のものしか受け付けない。</p> <p>・登録当局(BIS)の試験機関監査による、認定試験機関の突然の業務停止が頻繁に発生しており、該当の試験機関で試験中だった製品への影響が非常に大きい。</p> <p>・インド国内の試験機関しか認定されていない上、CBレポートが受け入れられていないため、テストレポート発行まで数か月を要しており、現在も製品試験に約3か月かかっている。</p> <p>また、試験機関による誤記が多く、申請者による確認作業が負荷になっている。登録当局(BIS)によるテストレポートの精査と修正要求、登録作業の突然の中断などにより、登録が完了するまで現在も約1か月を要している。</p>	<p>・海外機関発行のCBレポートを認めること。 ・CBレポートの期限制限は解除すること。 ・企業のビジネス活動を考慮した法令改定をして頂きたい。</p> <p>・海外の試験機関への認定の拡大。 ・CBレポートの受け入れ。</p>	<p>・Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012 ・Amendment Order, 2013</p>

※經由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸 日機輸 日機輸			<p>BIS の監査の結果、試験所が突然、一時停止状態になり、試験が中断することがある(現時点でも 32 社中、4 社が停止状態)。一時停止の解除時期(試験再開)の見通しがたたない上、解除まで数か月かかることもあり、発売予定に支障をきたしている。</p> <p>・BIS 製品安全規制取得に CB レポートが認められていない。インドでは既に試験で安全が確保された製品にも再度同じ試験をインド国内で実施することが義務付けられている。国ごとに何度も同じ試験を実施する無駄を省くために、CB 認証と呼ばれる厳しい試験をパスした証明があればどの国にでも輸入するスキームが国際的に構築されている。インドで再試験をしても合格率は 100%であり、膨大な試験コストは結果的にインドの消費者が負担することになる。</p> <p>・申請方法の変更、規格の更新、対象範囲の拡大等の頻繁な制度変更が申請者の負担を増加させている。</p>	<p>・CB レポートの使用を即刻認めて頂きたい。</p> <p>・WTO 規約違反でもある。</p> <p>・申請方法等の変更は十分な猶予期間を定めて施行して頂きたい。</p>	
	日機輸	(5)	工業規格・基準安全認証に関する煩雑さとコストの増大	<p>・BIS インド電気安全(機器登録規制)の概要</p> <p>－技術試験:インド国内の試験所での試験を要求。通常多くの国では CB スキームと認められているが、インドはインド国内の試験所での試験を義務付けている。</p> <p>－市場検査:2年に1回、工場、または市場抜き取り検査が行われる。</p> <p>－有効期限:2年(2年ごとに更新が必要)→有効期間が2年では短く、更新等の費用が増大する。</p>	<p>・インド外での認定試験所発行のレポートを認定する事。</p>	
	日機輸 日機輸	(6)	安全規格申請の申請者が工場限定の不合理	<p>・安全規格申請が 2013 年 4 月 3 日にスタートする。本来申請者は製造業者もしくは輸入業者なのに、申請者が他国と異なり、工場となっている。製造委託を行っている場合、委託先の工場では申請業務を受けてくれないので、申請を行うことができない。</p> <p>・登録申請単位が工場単位であり、OEM/ODM で製造される商品に適さない。</p>	<p>・他国と同様に、製造業者もしくは輸入業者に変更すること。</p> <p>・OEM/ODM を含めた製造事業者単位での登録申請を認めて頂きたい。</p>	<p>・Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012</p>
	JEITA 日機輸	(7)	電子情報技術製品の事前登録表示義務の煩雑	<p>・インド通信情報技術省から 2012 年 9 月 7 日付けで家電や電子・情報通信機器の 15 品目について規制を導入する旨の Order が公表されている。施行は 2 回延期され 2014 年 1 月 3 日。インド安全規格に対する適合、規格適合の表示及びモデル登録が規定されているが、以下の問題点があり具体的な対応が取れない状態である。</p> <p>－Order の官報掲載日から半年で施行だが掲載日が不明確。</p> <p>－Order の公布から半年の施行では対応する時間が不足。</p> <p>－施行日以降の流通品の対応は製造/輸入事業者には不可能。</p> <p>－規格更新時に移行期間がなく基準適合・表示変更ができない。</p> <p>－印度規格が、最新の国際規格の版と一致していない。</p> <p>－試験成績書の有効期限(発行日から 90 日以内)が短すぎる。</p> <p>－詳しい手続きが不明。</p> <p>－試験所が、インド国内の BIS 認定試験所に限定されている。</p> <p>－試験完了後の認証当局 BIS における登録審査の処理能力が不足しており、登録証の交付が大幅に遅れている。</p>	<p>・官報掲載日公表(施行日特定)。</p> <p>・1年の猶予期間を設ける。</p> <p>・施行日以降の製造輸入のみ適用。</p> <p>・規格更新時に2年の移行期間設定。</p> <p>・印度規格に加え IEC 規格新版許容。</p> <p>・試験成績書の期限を設けない。</p> <p>・IECEE 制度の CB 証明書を認める。</p> <p>・制度の詳細手続を明確にする。</p> <p>・BIS の登録作業の簡素化。</p>	<p>・Guidelines for Implementation of Amendment 1 to IS 13252(Part1):2010</p> <p>・Guidelines for Implementation of Amendment 2 to IS 13252(Part-1)</p> <p>・Guidelines for Implementation of Revised IS 16046:2015/IEC 62133:2012</p> <p>・NOTIFICATION dated the 17th August, 2017</p>

※經由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸			<p>・【状況】</p> <p>①インド通信情報技術省から2012年9月7日付けで家電や電子・情報通信機器の15品目(蓄電池、ACアダプタ、LED照明など)について規制を導入する旨のOrderが公表されている。施行は2回延期され2014年1月3日。インド安全規格に対する適合、規格適合の表示及びモデル登録が規定されている。</p> <p>②同省は2014年11月13日付けで、対象範囲に15品目を追加する通達を発行した。施行は3回延期され、蓄電池が2016年6月1日、LED照明などが2016年3月1日。</p> <p>③インド標準局BISは2015年12月1日付けで、BIS LOGOマークを発表し、12月3日付けでマーク使用ガイドラインを発行した。</p> <p>④BISは2016年2月に、充電電池のインド規格を更新し8月に強制化するガイドラインを発行。認証済み電池も追加試験が必要。しかし、8月に施行日は2017年8月まで延期された。</p> <p>⑤BISは2016年2月に、IT機器の安全規格を更新し2017年1月に強制化するガイドラインを発行。認証済み電池も追加試験が必要。しかし、12月に施行日は2017年5月まで延期された。</p> <p>⑥インド電子情報技術省MeitYは2017年8月23日に、13の対象品目を追加する官報を発行。</p> <p>⑦インド標準局BISは、AV機器の安全規格を更新するため、ガイドラインを発行した。</p> <p>【問題点】</p> <p>－試験所がインド国内のBIS認定試験所に限定されており、国際認証書(CB認証書)を受け入れない。</p> <p>－適用規格の更新時に、認証済み製品も追加試験が必要となっている。不必要な試験費用が発生している。</p> <p>【対応】</p> <p>・2016年2月10日、インド通信・情報技術省電子情報技術局、「電子・情報技術製品(強制登録義務要求)規則2012」に基づく製造・保管・販売・流通に関する一部条件を修正する改正規則2016を発行した。従前の自己適合宣言文(インド規格番号とBIS登録番号)による表示義務からBIS規格(インド工業規格)適合の認証ロゴマーク「スタンダードマーク」の使用義務へ移行(当該改正規則は公布し、即日施行、ただし、移行期間は2016年6月30日までとなり、7月に完全実施される。</p>	<p>・国際認証制度(IECEE)のCB証明書を認める。</p> <p>・規格の更新時には、認証済み製品の認証書はその有効期間(2年)まで有効とすべき。</p> <p>・新規格は、新モデル、認証更新モデルにのみ適用するようにすべきである。</p>	<p>・Guidelines for implementation of revised IS 616:2017/IEC 60065:2014 superseding IS 616:2010/IEC 60065:2005 -Audio, Video and similar electronic apparatus- Safety requirements</p>
	日機輸	(8)	製品発表前の登録済み製品のWeb公開	<p>・登録と同時に製品のモデル名が当局のWebサイトに公開される。製品発表前の新製品名が公開されてしまうことは販売戦略上、致命的である。</p>	<p>・企業からの申請に基づき一定期間は機密扱いとして非公開にしている国もあるので、同様に対応して欲しい。</p>	<p>・Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012</p> <p>・Amendment Order, 2013</p>

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸	(9)	異なる認証当局による二重規制・不統一	<p>・規制が BIS およびインド情報技術局 (MeitY: Ministry of Electronics and IT) という二つの認証当局によって運用されており、通達等が五月雨式にそれぞれのホームページに突然掲載されるため、産業界の対応に漏れが生じる。</p> <p>BIS および MeitY で方針や見解が異なり、混乱が生じている。</p> <p>通達などはかなり整理されてそれぞれの規制当局のサイトに掲載されるようになった。また、当局間の見解の相違も減ってきているおり、その点は改善されたが、対応のための猶予期間は相変わらず短く、延期の要請をしては数か月延期を繰り返している。</p>	<p>・五月雨式に通達や見解を出すのを止め、上位の規制を改正してほしい。</p> <p>・対応のために十分な猶予期間を設けてほしい。</p>	<p>・Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012</p> <p>・LABELLING REQUIREMENT</p> <p>・The Bureau of Indian Standards Rules, 1987</p> <p>・FAQ on “Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012”</p>
	日機輸			<p>・規制が BIS、および、MeitY という二つの当局によって運用されており、通達等が五月雨式にそれぞれのホームページに突然掲載されるため、産業界の対応に漏れが生じる。</p> <p>→改善済み(通達等はかなり整理されて、其々の規制当局サイトに掲載されるようになった。また、当局間の見解の相違も減ってきている。)</p>	<p>・五月雨式に通達や見解を出すのを止め、上位の規制を改正してほしい。</p>	
	日機輸			<p>・BIS および MeitY で方針や見解が異なり、混乱が生じている。通達などはかなり整理されてそれぞれの規制当局のサイトに掲載されるようになった。また、当局間の見解の相違も減ってきているおり、その点は改善されたが、対応のための猶予期間は相変わらず短く、延期の要請をしては数か月延期を繰り返している。</p> <p>→改善なし(対応の為の猶予期間は相変わらず短く、延期の要請をしては数か月の延期を繰り返している。)</p>	<p>・対応のために十分な猶予期間を設けてほしい。</p>	
	日機輸			<p>・BIS より LABELLING REQUIREMENT の通達が 2013 年 12 月初旬に突然発行され、製品の大きさに関わらず、自己適合宣言文および登録番号を「機器上および包装上それぞれのブランド名の上または下に表示すること」が要求されており、対応に苦勞している。そもそも、おおもとの The BIS Rules, 1987 では、規格番号を含む自己適合宣言文を「機器上または包装上に容易に見えるように表示すること」となっている。</p> <p>また、MeitY 発行の FAQ では、自己適合宣言文のほかに登録番号が追加されているものの「機器上に表示できない場合は包装上でも可。特に位置の指定はないが、明瞭に見えること」となっている。それにも関わらず、BIS より別の要求事項が突然出され、産業界に混乱が起きている。</p>	<p>・適合宣言文および登録番号の代わりに適合マークの運用。</p> <p>・詳細な表示位置の規定の廃止。</p>	
				<p>(改善)</p> <p>・2015 年 12 月 1 日付 Gazette で適合マークが発表され、2015 年 12 月 3 日付 Guideline により表示位置等の細かな規定は無くなった。</p>		
	日機輸	(10)	中古品への製品安全規制の適用の不徹底	<p>・現在、多くの電気製品は BIS 認可(製品安全)の取得が義務付けられている。しかし、中古品に関しては未認可品でも通関できてしまう。中古品も認可が必要だとの MeitY からの通達も出ているのにまったく徹底されない。</p> <p>新製品のみに厳しい規制を適用しても、安全が未確認の中古品が大量に入ってきては消費者の安全が確保できない。</p>	<p>・中古品であろうと未認可品の通関は違法であり即刻停止すべき。法治国家として違法品を取締り、消費者の安全を守って頂きたい。</p>	

※經由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸	(11)	試験体制・登録体制の未整備	・登録当局(BIS)によるテストレポートの精査と修正要求、登録作業の突然の中断などにより、登録が完了するまで数週間を要する。	・BISによる登録作業の迅速化。	・Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012 ・Amendment Order, 2013
	JEITA 日機輸	(12)	省エネラベル制度と運用上の問題	・省エネラベル制度と運用上、以下の問題がある。 －デザインに問題がある(ラベル中の年度表示が小さすぎる)。→改善方向 －旧ラベルの回収がメーカー責任となっている。→解消 －実施状況が自主申告となっており信用性がない。 －インバーターエアコンの規格がない。→規定制定の動きが始まった。 －ウインドウエアコンの規制がスプリットエアコンの規制よりも1ランク緩く、消費者の混乱を招いている。	・省エネラベル制度の改善。 ・公平な試験機関、試験方法、グローバルな校正方法など細部の運用を定義する必要がある。BEE、NABLなど機関間の綿密な制度調整を期待する。 ・今後は改定次期を実行可能な猶予期間持って情報公開する必要がある。突然の開始・延期がないよう望む。 ・インバーターエアコンと同様統一化に向けた調整を要望。	
	日機輸	(13)	不合理な対象品目追加	・2014年11月7日にACアダプタ、バッテリーチャージャが対象品目に追加になることが発表になった。すでに規制の対象である製品(プリンタなど)のACアダプタやバッテリーチャージャなども別途、試験や表示が必要となり、企業にとっては費用面での負担が非常に大きい。そもそも、プリンタなどはACアダプタなどと一体で試験され、登録されているにも関わらず、別途、電源部の登録が必要なのは不合理である。	・登録の対象である機器用のACアダプタ、バッテリーチャージャの登録要求の廃止。あるいは、ACアダプタ、バッテリーチャージャのみを登録の対象とし、DC機器側の登録要求の廃止。	・Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012・2014/11/7付 NOTIFICATION ・Amendment Order, 2013
	日機輸	(14)	突然の表示要求事項改正	・2014年7月1日以降、機器上の表示はシルク印刷、エンボス、刻印、または製品上に設けられたラベル用のスロットに恒久的に取り付けられたメタリックラベルでなければならないという要求が2014年3月に突然発表され、産業界が混乱に陥った。 各方面からのロビー活動の結果、2014年7月31日の通達によりポリエステルラベルなどが認められることになったが、依然、機器上のスロット要求が残っている。企業にとってはインド向けだけのために機器にスロットを設けることは費用面での負担が非常に大きい。国際的には「容易に剥がれない方法で表示されていればよい」というのが通例である。 (改善) ・2015年12月1付 Gazette で適合マークが発表され、2015年12月3日付 Guideline により表示位置等の細かな規定は無くなった。	・通達を出すにあたって、業界との十分な事前検討、詳細な表示方法の規定の廃止(特に、スロット要求の廃止)。	・Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012 ・LABELLING REQUIREMENT (BIS/DGO/(368)/2014) (BIS/DGO/(405)/2014)
	日機輸	(15)	長期を要する工業規格・安全認証許認可取得日数	・製品各国認可申請においての認可取得日数が90-180日と長い。そのため、インド認可を含むAP 220V系モデルの生産が、インド認可取得を待ってから生産開始や、インド認可取得後に設計変更での製品立上げとなっている。 ※OEM先の責任下であり当社として対応不可。	・工業規格/基準安全認証の認可処理日数の短縮を要望したい。	

※經由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸	(16)	同一製品の生産工場ごとの登録要求	<ul style="list-style-type: none"> • 同一製品であっても生産工場ごとに登録が要求されており、試験や市場監査の費用がメーカーの負荷になっている(最終的には価格に反映されることになる)。工場自身がオンラインで登録申請をする必要があるが、工場が不慣れのため申請に時間を要したり、失敗して登録ができなくなってしまうことがある。 →改善あり(旧 BIS Act におけるインド独自の「製造者」の定義に基づき、工場単位の申請・登録が要求されているが、新たな BIS Act 2016 が 2017/10/12 に施行され、「製造者」の定義が「工場」から他国同様の「製品の設計、製造責任者」に改訂された。) →改善なし(現実はいまだに生産工場しか登録を認められていない。また、定格ラベルに工場ではない製造者名の記載があると、削除を要求されるため、インド向けに専用製品をたてる必要があり、非常にコストが上がっている。対応費用に見合わない為、インドへの販売を中止する例もある。) 	<ul style="list-style-type: none"> • 新 ACT の「製造者」の定義に基づき、ブランドあるいは製造者単位での登録を容認、申請者条件を緩和、および他国同様の製造者表示が認められることを要望する。 	<ul style="list-style-type: none"> • BIS Act 2016・ Electronics and Information Technology Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012 • Amendment Order, 2013
	JEITA	(17)	通信モジュール輸入における ETA 取得要求	<ul style="list-style-type: none"> • 通信モジュールをインドに輸入しようとした際、 ①デリーブランドの通関担当者からのみ Equipment Type Approval (ETA) 取得の要求を受ける。 ②ETA 取得が必要とされるものは Radio Frequency に関連するものと幅広く定められている。 ③当社見解としては、当社製品は Standalone では動かず、それ単体では Functional な製品ではない。 ④ETA 取得には、インド政府指定の第三者機関によるテストレポートが必要とされる。 ⑤当該テストレポートの手配に、コスト、時間、手間を要し、インド域内で販売可能な製品が限定されてしまう可能性がある。 ⑥ETA は通関目的のためだけに利用されるにも関わらず、1 回あたり、ETA 申請に必要な他国や他認証向け認証 Report 手配に 5-10 万円、それとは別に ETA 取得申請自体に 10 万円弱の費用が発生し、更に量産前の Module などをもインドに輸入する際には、この ETA を 2-3 回取得しなくてはならないという無駄金が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> • ETA 取得が必要となる条件の明確化(州毎、もしくは国内全域で統一した明確な条件の制定および運用)。 • インド政府指定の第 3 者機関による検査レポートという条件の緩和(指定外も可能といった)。 • ETA に関連する Description, HS code の定義の明確化、ETA プロセスの見直し。 	
	日機輸	(18)	規格格上げ手続き	<ul style="list-style-type: none"> • IS 616:2017/IEC 60065:2014 が発効になり、2018 年 6 月 28 日以降は新規格のテストレポートしか認められない。しかし、2018/01 現在、新規格の試験が可能な認定試験所が無いため、対応することができず、Phase III 製品の対象化も伴い、今後、試験所への試験や当局への格上げ申請が殺到し、期日までに試験・登録が間に合わないことが予想される。 	<ul style="list-style-type: none"> • 新規格の強制化時期を延期し、切り替えのための猶予期間を 1 年間(2018 年 12 月 28 日まで)へ延期して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> • CMD-III: 16/IS 616 Guidelines for implementation of revised IS 616:2017/IEC 60065:2014 superseding IS 616:2010/IEC 60065:2005 -Audio, Video and similar electronic apparatus- Safety requirements

※經由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸	(19)	TECによる新たな規制による負荷が大きい	・現在任意規制であるTEC規制が2018年10月より強制化されるとともに、対象製品の拡大、インドでの試験の増大が提案されている。またセキュリティやEMC、製品安全、環境等本来の範囲を超えた要求がある。	・現状TELECOM上の問題がインドで発生している訳ではなく、強化の意味が見いだせない。ルールは国際基準との整合性を確保するとともに、製品の確認は国際試験期間のデータを受け入れ、インドでの二重の試験は避けて頂きたい。	・MINISTRY OF COMMUNICATIONS (Department of Telecommunications) Indian Telegraph (Amendment) Rules, 2017
21	土地所有制限 日機輸 JEITA 日機輸	(1)	土地所有権管理制度の未確立	・土地の所有権移転履歴が管理されていない(同一物件に対する複数の売買契約が存在)。 ・建物登記が厳密には存在しない(売買契約にのみ基づき所有権が移転し、物件が特定されない)。 (対応) ・2013年9月27日、1894年土地収用法を「土地収用と生活再建および再定住における公正な補償と手続の透明性に関する法律」(The Right to Fair Compensation and Transparency in Land Acquisition, Rehabilitation and Resettlement Act, 2013)に改正し、収容手続きと保障規定を明確化した。新法では、純粋政府開発案件では地権者の同意は不要だが、PPPでは70%、民間開発では80%の同意が必要となり土地収用に長期間を要するおそれがある。 ・インドの土地の90%以上が農地であり、農地を工業用地やプロジェクトに使用する転換手続きが必要であるが、収用等で古い法律が残っており、訴訟が多い。解決策として新しい土地収用法ができたが、州レベルでの施行規則がないなどして、施行されていない。 ・インドでは、土地の権利関係の確認が難しい。土地の権利関係を記録した書類が現地のルールに基づいて書かれており、現地の州の専門家に権利関係の書類をチェックしてもらう必要がある。また、消滅時効との関係で30年位前にまで遡ることが実務的に行われている。	・土地建物に対する所有権登記管理制度の構築。 ・取得のみならず、取得後の分筆手続きなどの情報のシンプル化、公開を求める。	・登記所による運用実態
22	環境問題・廃棄物処理問題 日機輸	(1)	環境規制、廃棄物処理の実行不十分	・インドでは、環境規制や廃棄物処理の実施が不十分である。 (対応) ・2012年5月1日から施行された電子廃棄物規則(The E-waste (management and handling) Rules, 2011)及び国内販売認可の指針となる電子廃棄物規則の実施細目を記した「初版ガイドライン」は、特定の情報通信機器や家電製品を製造又は輸入販売する企業に回収センター設置義務や製品等へのシンボルマーク添付義務、有害物質の使用に制限を課すなど過大な負担を強いたため、業界団体の反発を受けて、中央公害規制委員会(CPCB)は回収センター設置義務等軽減・削除した「最終ガイドライン」を発表した。		・NIL
	電線工 日機輸 日製紙 日機輸	(2)	大気汚染の深刻化	・中国よりもさらにひどいPM2.5の蔓延。 ・大気汚染が深刻であり、赴任者の健康被害が懸念される。	・公害の改善、渋滞の緩和。 ・大気汚染軽減への対策を加速させてほしい。 ・大気汚染軽減への対策を加速させてほしい。	
	日機輸	(3)	非現実的な包装規制	・厚さ50ミクロン未満の包装の禁止、多層構造の包装の禁止など、非現実な要求が含まれている。 ・さらに、国内の包装製造者のみならず、包装の使用者も製造者と同様の義務が課せられている。	・要求内容は適切な環境影響評価の結果に基づき、現実的な内容に留めていただきたい。 ・製造者と使用者を区別し、それぞれの立場で実行可能な現実的な要求にしていきたい。	・The Plastic Waste Management Rules, 2016 ・The Minister of State for Environment, Forest and Climate Change

※經由団体:各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸 電線工			<ul style="list-style-type: none"> ・Plastic-Waste Management 規制の内容が非現実的である。プラスチックゴミを減らすことが目的だが、材質を厚くする、材料メーカーを登録する、登録番号を印字する等、高負荷、高額な費用がかかり、効果が見込めない内容になっている。また国際的な規制との相関が無く、実施が困難であり、施行されているにも関わらず電気メーカーではほとんど遵守されていないまま放置されている。 ・プラスチックフィルムの厚さ。光ファイバボビン梱包に使用するラップ選択の自由度を下げている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施困難であり、先例のある欧米の規格に合わせて頂きたい。 	
	日機輸	(4)	国際的環境保護規制との不整合	<ul style="list-style-type: none"> ・EUから始まったRoHS(電気電子製品有害物質含有規制)やWEEE(廃電気電子製品指令)、REACH 規則などは、類似の法律を他国が取り入れることが多い。その際、要求事項や製品へのマーキングデザインに差異があると、メーカーにとっては多大な負荷・負担となる。 <事例> <ul style="list-style-type: none"> －中国「廃棄電気電子製品回収処理管理条例」 －インド WEEE－台湾 RoHS 等で差異が発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな法律を制定するにあたっては、既に他国で実施されている類似の法律がある場合、できる限り要求事項等を先行例と統一するよう努力してもらいたい。 	
	日機輸	(5)	非現実的な電子廃棄物管理規制	<ul style="list-style-type: none"> ・E-waste management は、製品回収に多額の投資を強制されている。電機製品のごみを減らすための政策だが、インフラが整わず、人々の環境意識の低い中、大量の製品の回収は非現実的。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨーロッパの様に政府機関が回収し、メーカーが実費を回収する、日本の様にリサイクル費用を製品購入時に消費者が負担する等、実施可能な施策へ変更すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・E-Waste (Management) Rules, 2016
23	諸制度・慣行・非能率な行政手続	JEITA 日機輸	(1) 複雑で煩雑な行政手続	<ul style="list-style-type: none"> ・諸規制・手続において以下の問題がある。 <ul style="list-style-type: none"> －窓口が不明。 －決定プロセスが複雑、多すぎる。 －権限が規模により州政府であったり国であったりする。また、州での認可事項が国に預けられるなど権限が移る。 －承認に時間を要する。 －認可会議が月に1度、または会議が幹部の不在で飛んでしまうなど、日程のずれが頻繁に起こる。 －これらの手続を行うためにコンサルタントを使う必要がある。 【対象となる規制・申請事項】 <ul style="list-style-type: none"> －環境申請 －環境 NOC (concent to operate) －建築申請 －BA(建物(建蔽率、トイレ、雄廃棄設備など))及び技術的安全性を国の基準に基づき確認するもの －消防、危険物使用申請と現場検査 －工場操業許可申請 －労働協約など労働問題を要望するための会社制度を定め登録するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・許認可プロセスをより明確化、単純化してほしい。 ・許認可にかかる時間をもっと短縮してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・Para 4.7 Hand book of procedure (HBP) of Indian Foreign Trade Policy (FTP)
				<p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インドの憲法は、国家が扱う事項を連邦政府と州政府及び連邦・州政府両方の管轄の3つに分け、連邦リスト、州リスト、競合リストを設けており、それぞれで適されるルールが異なる。インフラビジネスに関し、連邦リストでは外交関係、鉄道、高速道路、海運等、州リストでは土地、水、道路、橋等、競合リストでは財産の譲渡に関するもの、労働、労働福祉、電気等で適用されるルールが異なることがあることを留意してビジネスを行う必要がある。 		

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
	JEITA 日機輸	(2)	工場設立・操業許認可の煩雑・遅延	・操業許認可に関する法令が細部に渡り、全てに実質的な交渉が必要(シャワー室、食堂座席数など非現実的な規程に関し当局との交渉に時間を要する)。	・事業許認可制度、プロセスの改善。	・BA(建築確認申請) ・CTO(運用許可取得)	
	日機輸	(3)	特異な印紙制度	・インドの印紙はインドでしか購入できないスタンプペーパーに直接プリントする必要がある。国際契約の場合にインド側でしかプリントできず、速やかな署名取得に実務上のロスが生じている。	・印紙は日本のように別途張り付けするなどの形式にしてほしい。		
	日機輸	(4)	複雑な入札制度	・入札制度が複雑で、遅延が度重なり発生する。	・入札の度重なる遅延を改善してほしい。		
	日機輸	(5)	複雑なライセンス制度	・自動車リースビジネスにおいて、扱う商品(運転手付レンタカー等)やNBFC(Non-Banking Financial Company)といった業態によってそれぞれライセンスを求められる為、ニーズに応じた商品の導入や業容の展開が阻害されている。また、各種ライセンスの取得に際して手続きが複雑で時間を要するため、事業拡大の足枷となっている。	・ライセンス制度の緩和・手続きの明確化。	・RBI Act 1934 ・Companies Act 2013 ・Motor Vehicles Act 1988	
24	法制度の未整備、突然の変更	日機輸	(1)	法制度・規則の突然の変更	<p>1)バスの安全基準、ディーゼル車の登録禁止等の法令が突然発表され即日実施となる、一旦施行された法令が事後に実施延期となる、等が度々起き、対応ができない。</p> <p>2)排ガス規制やどこの国でも採用されていないトラックへのエアコンの装着義務等、実効性に疑問のある規制が業界へのヒアリングも十分に行われなまま突然導入決定され、また導入タイミングが直前まで決まらないなど開発、検証、生産準備、国産化の準備に十分な時間が取れない状況にある。</p> <p>3)税制が2017年度に改正予定(GST導入)だが、正式日程及び詳細が今日も決まっておらず事業計画が立てられない状況。</p> <p>4)法規制・規則の突然の変更・方針が直前まで決まらない事により上記弊害のほか在庫調整が困難となり販売・生産計画に大きな変更を迫られうる環境にある。</p>	・新規法令・規制は技術の進展具合を見極めて、長期的な計画を発表し、十分な準備ができるようにして頂きたい。	・Motor Vehicles Act ・EPCG:Foreign Trade Policy Handbook of Procedure 2009.8.27~2014.3.31 ・Foreign Trade Policy Handbook of Procedure 2015.4.1~2020.3.31 ・Policy Circular No. 3/2015-20(2015.9.2)
	JEITA 日機輸	(2)	会社法の頻繁な改正・実施規則の不透明	<p>・長年国会審議で成立しなかった新会社法が、2013年9月、急遽国会で可決された。主務官庁、実務ともに、まだ議論不足の感が否めず、今後の政令による明確化を期待するが、具体的なスケジュールが提示されず、法制度改定を見据えたビジネスプランの策定に支障を来している。</p> <p>・通達が突然出され猶予期間なく施行される(3月28日通達、4月1日施行など)、すでに出された通達を頻繁に改訂しフォローアップが困難となっており実務に混乱が発生している。</p> <p>(対応)</p> <p>・2013年8月に新会社法が成立したが、施行されていなかった。</p> <p>・2014年3月26日、突然4月1日から実施すると通知がなされ、4月1日から新会社法本体の多くの規定が施行されている。</p>	<p>・いつまでに、どのような政令を整備し、施行するのか、できるかぎり明確にしてほしい。</p> <p>・通達の発効日までの合理的な猶予期間の設定。</p> <p>・頻繁に改訂する必要がないよう、十分議論し練られた通達の発信。</p>	・インド会社法 Companies Bill, 2013 ・Companies Act 2013 ・新会社法 act1957	
	自動部品	(3)	テレビ会議による取締役会の実施要件の厳格	・在インド子会社の取締役会は2013年の会社法改正により緩和され、全ての取締役会に対するインド現地への出張が必要なくなり、テレビ会議による実施が許容されるようになったが、テレビ会議の実施要件が厳しい(録画が必須⇒遠隔地同士での動画のやり取りは情報量が大きく、情報インフラが整っていないと画像が途切れる等、会社法上の要件を満たさない状態になる虞がある)。	・録音要件(音声のやり取りのみで可)であれば、やりとりされる情報量が格段に少なくなり、情報インフラが整っていない状態であっても、取締役会の安定性が向上する。	・THE COMPANIES ACT, 2013, 173条(2)	

※經由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日化協	(4)	国内生産優先	・インドで農薬原体の“生産”登録を取得すると、その原体のインドへの輸入許可は失効するガイドラインが発令された。従って、原体登録ホルダーであっても、インド国内での生産(委託生産含む)を実施しない限りは原体をインドに持ち込めないリスクがある。	・外資企業に対話機会を提供するとともに、十分かつ妥当な説明を実施するなど透明性を確保する。	
	日機輸	(5)	ワッセナーアレンジメント加盟に伴う法改正	・ワッセナーアレンジメント加盟に伴う法改正で、現時点でインド国内法令へどのように、いつ反映されて法令改正されるかが不明。	・情報提供。	・インド国内の安全保障貿易管理関連の法令
	日機輸	(6)	輸入年月日記載の不明確	・法文では製造、梱包または輸入のいずれかの年月日記載を要求されており、インドへの輸出品について製造年月日を記載したところ、「輸入年月日」の記載が必須として市場で差押えられた。特に公式ガイドライン等執行に関する方針が事前に明確になっていないなか、担当官の裁量で法文と異なる解釈によって執行されると透明性、安定性に欠ける。	・執行ガイドラインの整備など当局が事前に透明性、安定性を高め、担当官の恣意的な執行を防止してもらいたい。	・The Legal Metrology (Packaged Commodities) Rules, 2011
26その他	日機輸 日機輸 日機輸 電線工	(1)	電力供給不足	<p>・慢性的電力不足。工場運営にふさわしい質の電力供給ができる地域がほとんど存在しない。</p> <p>・電圧もぶれが激しく、それが原因で故障する電気製品も多い。</p> <p>・政策による電気料金・補助決定→儲からない電力会社→電力会社に供給量を増やすインセンティブが働かない(外資電力会社も資本を引く)といった、構造的な課題があると聞く。そこにメスが入らない限り、根本的解決はありえない。</p> <p>・電力インフラが整っていない。</p> <p>・電力が不安定で度々停電する。</p> <p>(対応)</p> <p>・1995年以降、BOT/BOOT条件によるインフラ投資への5年間の非課税措置を導入した。</p> <p>・発電、送配電、道路、港湾等の建設に対する民間直接投資に100%の出資が認められ、自動認可が受けられるようになった。</p> <p>・中央政府は、適切な価格で妨害のない電力供給を確保するため、発電会社が経済特区(SEZ)に直接電力を販売することを許可する決定を行った。各州はWheeling Chargeの支払により電力会社に送電および分配ラインへのアクセスを与えることが求められる。</p> <p>・電力省は、各州に対して、SEZ専用発電所の設置許可をより自由に行えることを求めている。</p> <p>・2002年6月に終了したWTOのTPRB審査結果報告によると、インドのインフラの改善状況は、4年前の審査と比べて電気通信と金融サービスにおいては大きく、一方、電力と輸送分野ではある程度の改革が追求されているが、依然としてインフラはインドの経済活動に対する主要な制約要因であり、電力供給が大幅に不足していると指摘している。さらに、電気通信料金は競争により大幅に引き下げられており、他の分野へのコスト低減に役立っているとしている。</p> <p>・各種インフラ分野への投資に対しては、10年間の法人税非課税の優遇措置が受けられる。但し、通信分野への投資は最初の5年間は法人税の免除、その後5年間は法人税の30%が免除となっている。</p> <p>・2006年12月15日、日本とインドは包括的な「日印戦略的グローバル・パートナーシップ」を締結し、「日印特別経済パートナーシップ・イニシアチブ(SEPI)を発表した。</p> <p>・2006年12月22日、インドは証券市場を通じたインフラ企業への外国投資を認めるとしたCircular No.25を公布した。</p> <p>・2005年のインドの一人当たり電力消費量は、480kWhでアフリカ諸国平均563kWhを下回っており、2007年度の平均電力量の不足率は9.8%、ピーク時間帯での不足率は16.6%となっている。</p>	<p>・電力インフラの整備。</p> <p>・電力インフラの整備。</p> <p>・電力インフラの整備。</p> <p>・早期に需要に見合った発電能力増強を実施してほしい。</p> <p>・電力インフラの整備。</p>	・National Electric Policy

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<ul style="list-style-type: none"> 2007年5月、マンモハン・シン首相は、第10次5ヵ年計画で目標とした追加発電能力4,100万キロワットの半分しか達成できず、第11次5ヵ年計画では、電力供給能力拡大のための投資を6兆ルピー余り見積もっていると語った。ハルディア発電所開発プロジェクトについては、財務省によると、今後5年間で約4,400億ドルのインフラ投資が必要であるとしているところから、インフラ投資の約3分の1が電力能力投資ということになる。 デリーでは、急速な経済発展とともに、水道、道路、電力、通信、ゴミ、尿処理などのインフラ不足と未整備が深刻化しつつあり、市内各所で陸橋工事が進められているのが目につく。また、2002年から日本のODA援助により建設された「デリー・メトロ」も徐々に営業地域を拡大しており、交通インフラの改善に寄与することが期待されるとしている。(デリー日本商工会 HP より) 2008年10月22日、「新次元における日印戦略的グローバル・パートナーシップ」の前進に関する共同声明が発表され、デリー・ムンバイ間貨物専用鉄道(DFC)西回廊第1フェーズへの約4,500億円の円借款供与が約束された。また、産業大動脈構想(DMIC)に関連して、国際協力銀行(JBIC)がプロジェクト開発基金設立を約束し、デリー近郊生活インフラ整備などの5つの投資案件が受容された。 インド第11次5ヵ年計画(2007年～2011年)は、インフラ投資に約5,000億ドルを支出し、GDP比で5.4%から9.3%に引上げる計画である。 インド計画委員会は、コストが高く不安定な電力供給や道路・港湾・空港などの物流インフラの不足が大きな問題であると指摘し、第11次5ヵ年計画(2007～11年度)において、年平均9%の成長を実現するために20.3兆ルピー(約5,000億ドル)のインフラ投資が必要であるとした。 インドのピーク時の電力不足は、2009年度需要量の13.3%に達しており、また、送配電ロスが2007年度に約26%に達するなど、深刻な状態にある。総発電能力は、2009年度には2001年度との比較で5割増加しているが、発電所増設計画に対する達成率が66%と低水準となっている。 2010年2月26日、ムカジー財務相は、下院(Lok Sabha)において、インドの2010/11年度連邦予算案を発表した。インフラ整備に総計画支出の約46%(173,552 crore ルピー)を拠出する。 2010年2月26日、ムカジー財務相は、下院(Lok Sabha)において、インドの2010/11年度連邦予算案を発表した。都市交通計画用のモノレールに“project import status”を与え、5%の基本関税率を適用する。また道路建設用の一定の中古機械については、減価償却後の価格で輸入関税を支払うことを認める。 2010年3月23日、ムカジー財務相はインフラサミットで、インフラ部門の資金源創出を促進する政府の計画の一環として、民間企業がインフラ投資資金の調達のために長期社債を発行することを認めると発表した。民間企業が発行する長期社債には、政府が発行するインフラ債券に適用されるのと同様の税制優遇措置が適用される。 2011年12月、野田首相訪印時に、デリー・ムンバイ産業大動脈構想(DMIC)に基づきDMIC地域におけるインフラ整備を早期に実現すべく、日印折半の形で、90億ドルの日インドDMICファシリティ(資金支援枠)の立ち上げについてインド政府と合意。 (*DMICとは、デリーとムンバイの間に、貨物専用鉄道(円借款4500億円)を敷設し、その周辺に、工業団地、物流基地、発電所、道路、港湾、住居、商業施設などのインフラを民間投資主体で整備を行う、日印協力の地域開発構想) 2012年11月19日、経済産業省とインド商工省は、DMICにおける90億ドルの資金支援枠のうち、日本側の45億ドル事業候補リスト(鉄道、電力、水、環境、IT分野の全19件の事業候補リスト)に正式に合意。 インドの電力量の需給バランスは、インド電力省の発表によると、不足率(不足量を需要量で割った数値)は2011～12年度8%台から2013年度4.2%、2014年度5.1%(推計)と改善傾向にある。日系企業の進出が進む主要州の2013年度の不足率は、グジャラート州ではほぼゼロ。ラジャスタン州(0.3%)、ハリヤナ州(0.6%)、マハラシュトラ州(2.1%)などが全国平均に比べて極めて低い。他方、インド南部のウッタル・プラデシュ州(14.0%)、カルナタカ州(9.5%)、アンドラ・プラデシュ州(6.9%)、タミル・ナドゥ州(5.9%)では全国平均を大きく上回り、電力不足が顕著。 		
	日機輸 日機輸 日機輸 日機輸	(2)	物流インフラの未整備	<ul style="list-style-type: none"> 雨季の洪水で鉄道、道路が寸断され、物流リードタイムが大幅に伸びる事態が発生している。 1時間のスコールで道路に水が溢れ川になる。衛生上も課題がある。 道路(アスファルト)の質が悪い。舗装しても雨季の洪水で舗装が流されもとのガタガタ道に戻る。 全体的に輸入量が増加しているにもかかわらず、港湾、貨物鉄道駅のインフラ拡張整備が一向に進まず物量に追いついていない。定期的に港湾混雑が発生し、販売に大きく影響している。 	<ul style="list-style-type: none"> 港湾、貨物鉄道駅の整備。 港湾、貨物鉄道駅の整備。 	

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2007年4月、政府は、チェンナイ空港(カーラマージ国際空港)近代化プロジェクト及びコルカタ空港(ネータージー・スペース・チャンドラ・ボース国際空港)近代化プロジェクトを承認した。 2008年1月4日、インドのシン首相は、額賀財務相に対して、貨物鉄道建設とともにデリー・ムンバイ間の港湾や工業団地などの総合基盤整備を目指す「産業大動脈構想(DMIC)」への支援を重ねて要請した。 2009年9月17日、インド政府は、日本からのODA資金を貨物専用鉄道(DFC)計画の西回廊開発に充てる提案を承認した。日本政府は、DFC西回廊の開発向けの「本邦技術活用条件(STEP)」に基づく借款をインド側に提案した。インド政府は、DFC計画によって、原材料の産出地、消費中心地、主要港が連結されることで、交通量の多い貨物路線における輸送能力が強化され、インド経済全体の成長と効率が飛躍的に高まると期待している。DFC計画は2017年に完成の見通しである。 2012年11月19日に正式合意されたデリー・ムンバイ産業大動脈構想(DMIC)の日本側45億ドル事業候補リストのうち、物流インフラ関係として、①アハメダバード市～ドレラ地区間の鉄道建設事業、②デリー～マネサル工業団地～ニムラナ工業団地間の都市鉄道建設事業、③ムンバイ近郊ブネ市における都市鉄道建設事業、④デリー近郊のダドリ～ノイダ～ガジヤバード間の都市鉄道建設事業、⑤自動車完成車の鉄道輸送事業があげられている。 2016年2月29日にインド政府が発表した2016年度(2016年4月～2017年3月)国家予算案では、財政健全化を堅持しつつも、道路整備等のインフラ投資や農業振興に重点配分している。道路インフラ整備には最大9,700億INRまで増加して2019年までにすべての市町村を結ぶ道路システムを建設する野心的な計画である。その効果として、インド政府は鉄鋼とセメントの需要の喚起、自動車の増加、食料や農産物など腐敗しやすいものの輸送に役立つ国内物流の改善、ビジネス環境の一般的な改善を挙げている。 		
	日機輸 電線工	(3)	通信インフラの未整備	<ul style="list-style-type: none"> インターネット通信環境をはじめ、ネットワークが脆弱。 データ通信が極端に遅くなったり、落ちたりする。通話品質もばらつきがある。 		
	JEITA 日機輸 JEITA 日機輸 JEITA 日機輸	(4)	裾野産業の未発達	<ul style="list-style-type: none"> 完成品をインドで製造するに当たり、電子部品などの裾野産業の広がり十分でなく、現地調達率を上げることが困難。 サプライヤーがわずかに存在しても、高いレベルの省エネ製品に使えるほど精度の高い部材は生産できない。 電子部品、アルミ・銅製品の精密加工、直流モーターなどは輸入に頼らざるを得ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 裾野産業を育成・支援するプログラムをより充実させてほしい。 裾野産業を育成・支援するプログラムをより充実させてほしい。 裾野産業を育成・支援するプログラムをより充実させてほしい。 	
	自動車部品 日機輸 日機輸	(5)	ストライキの多発	<ul style="list-style-type: none"> 港湾・運送会社の労働者によるストライキが多発し、物流に支障をきたす。 前触れもなく、トラック業者のストライキが始まり、輸出スケジュールが不透明になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ストライキの発生を極力回避するよう働きかけて欲しい。 事前にストライキ情報を入手して船積み港を変更したりして対応検討する。 	
	JTA	(6)	汚職	<ul style="list-style-type: none"> 汚職体質。 		

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。